

令和 8 年 3 月  
令和 8 年 第 2 回 栃 木 市 議 会 定 例 会  
議 案 説 明 書

栃 木 市



番 号	件 名	
報告第 2号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	1
議案第 8号	令和8年度栃木市一般会計予算	別冊
議案第 9号	令和8年度栃木市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第10号	令和8年度栃木市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第11号	令和8年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算	別冊
議案第12号	令和8年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算	別冊
議案第13号	令和8年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計予算	別冊
議案第14号	令和8年度栃木市平川産業団地特別会計予算	別冊
議案第15号	令和8年度栃木市水道事業会計予算	別冊
議案第16号	令和8年度栃木市下水道事業会計予算	別冊
議案第17号	令和7年度栃木市一般会計補正予算（第8号）	別冊
議案第18号	令和7年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第19号	令和7年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第20号	令和7年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）	別冊
議案第21号	令和7年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第22号	令和7年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第23号	栃木市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	4
議案第24号	栃木市再生可能エネルギー普及促進基金条例の 一部を改正する条例の制定について	5
議案第25号	栃木市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	8
議案第26号	栃木市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	14
議案第27号	栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び 栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	18
議案第28号	栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	50
議案第29号	栃木市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	54
議案第30号	栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例及び 栃木市皆川中学校及び寺尾中学校の廃校後の校舎等利用事業者審査委員会条例の	

	一部を改正する条例の制定について	58
議案第31号	栃木市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	62
議案第32号	栃木市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の 縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について	78
議案第33号	栃木市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	82
議案第34号	栃木市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について	86
議案第35号	栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	90
議案第36号	栃木市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	100
議案第37号	栃木市赤ちゃん誕生祝金条例の一部を改正する条例の制定について	104
議案第38号	栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の制定について	108
議案第39号	栃木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の制定について	112
議案第40号	栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について	118
議案第41号	栃木市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	122
議案第42号	栃木市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	126
議案第43号	栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	130
議案第44号	栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の 一部を改正する条例の制定について	134
議案第45号	栃木市定住自立圏形成方針の変更について	138
議案第46号	工事請負契約の締結について（今泉川線跨線橋下部（A1）工事）	156
議案第47号	市道路線の認定について	160
議案第48号	市道路線の廃止及び変更について	169
議案第49号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	180
議案第50号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	182
議案第51号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	184
議案第52号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	186
議案第53号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	188
議案第54号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	190
議案第55号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	192

専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）

報告理由

損害賠償の額の決定について専決処分したので、議会に報告するもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長の専決処分事項の指定について

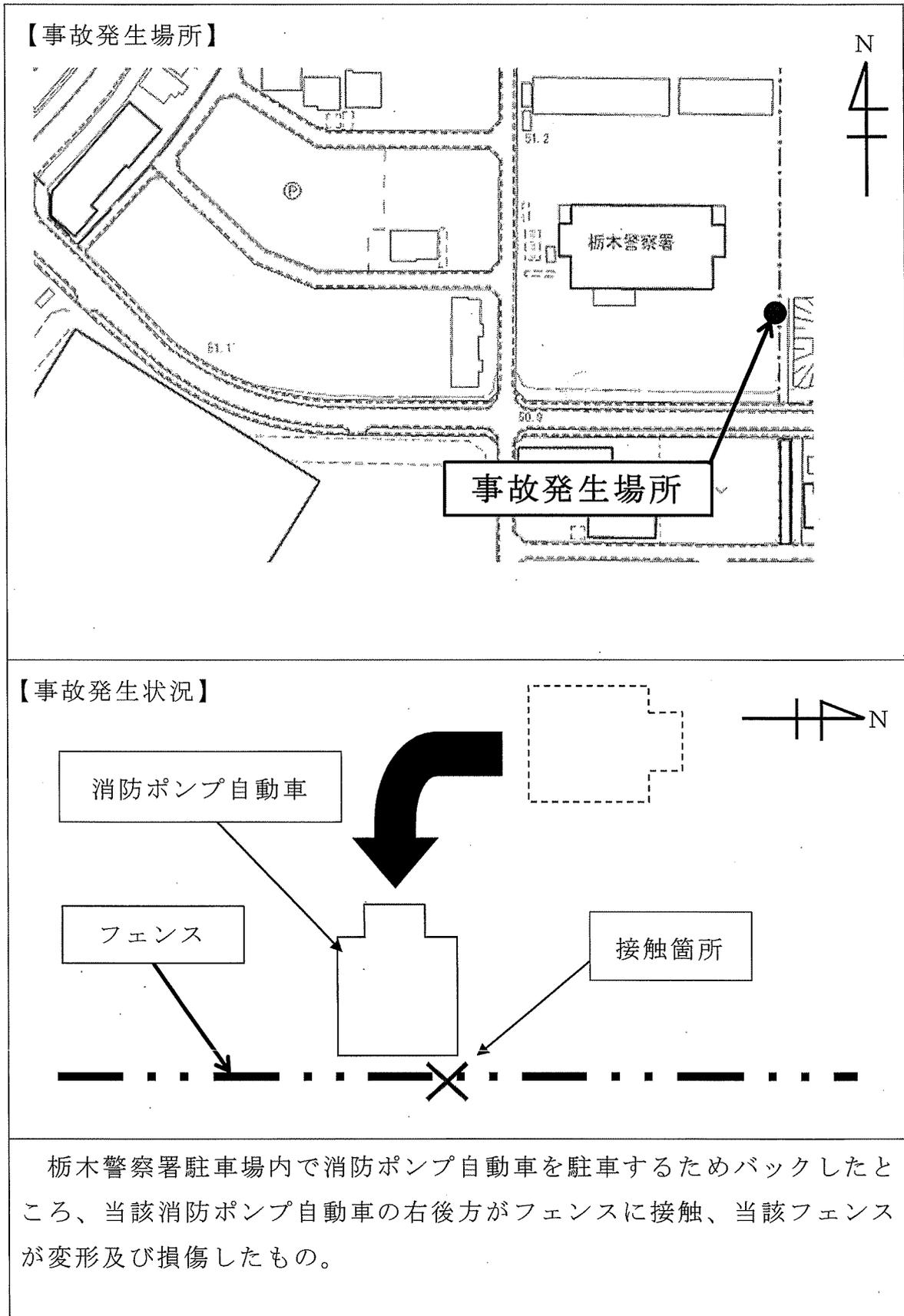
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする

記

1 1件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めると。

2 以下略

専決第 3 号



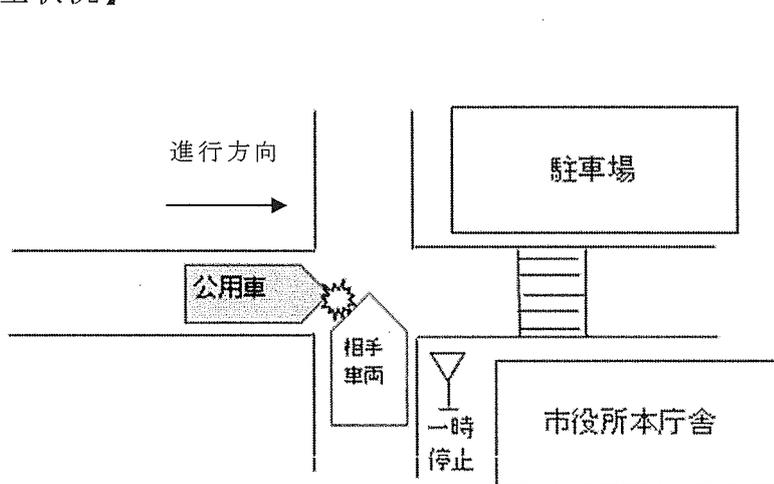
専決第 5 号

【事故発生場所】



上記地図は、国土地理院 Web サイト (<https://www.gsi.go.jp/>) の地図を加工して作成したものです。

【事故発生状況】



公用車で進行方向に直進していたところ、交差点に進入した際に右方向（一時停止標識有）から発進してきた相手車両と衝突したものの。

( 保 育 課 )

議案第 23 号

栃木市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条  
例の制定について

提案理由

栃木市特定乳児等通園支援事業を実施するに当たり、その運営に関する基準を定めるため、栃木市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 以下略

栃木市再生可能エネルギー普及促進基金条例の一部を改正する  
条例の制定について

提案理由

地球温暖化対策推進事業への寄附金を積み立てるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市再生可能エネルギー普及促進基金条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 題名を改めること。(題名関係)
- 2 基金の目的及び名称を改めること。(第1条関係)
- 3 積立てに係る規定を改めること。(第2条関係)
- 4 字句の整理を行うこと。(第6条関係)

[参照条文]

議案第23号と同じ。

現 行

栃木市再生可能エネルギー普及促進基金条例

（設置）

第1条 再生可能エネルギーの普及を促進するための事業（以下「普及促進事業」という。）及び市有施設屋根貸出し事業の対象となる施設の維持補修（以下「施設維持補修」という。）に必要な資金を積み立てるため、栃木市再生可能エネルギー普及促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金は、市有施設屋根貸出し事業から生ずる使用料及び予算で定める金額を積み立てるものとする。

（処分）

第6条 基金は、普及促進事業及び施設維持補修に必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

改 正 案

栃木市地球温暖化対策基金条例

(設置)

第1条 地球温暖化対策を推進するための事業（以下「地球温暖化対策推進事業」という。）及び市有施設屋根貸出し事業の対象となる施設の維持補修（以下「施設維持補修」という。）に必要な資金を積み立てるため、栃木市地球温暖化対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、指定の寄附金及び市有施設屋根貸出し事業から生ずる使用料並びに一般会計歳入歳出予算で定める金額を積み立てるものとする。

(処分)

第6条 基金は、地球温暖化対策推進事業及び施設維持補修に必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(総務人事課)

議案第25号

## 栃木市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

### 提案理由

行政手続法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市行政手続条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

### ◎改正の概要

- 1 不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞の通知の方式を改めること。(第15条関係)
- 2 引用条項を改めること。(第16条関係)
- 3 引用条項及び読替規定を改めること。(第22条及び第29条関係)

### 〔参照条文〕

議案第23号と同じ。



議案第25号（総務人事課）

栃木市行政手続条例の一部を改正する条例

現	行
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>	
<p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第3項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 略</p>	
<p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、<u>掲示を始めた日の翌日</u>）」と読み替える</p>	

改 正 案

(聴聞の通知の方式)

第15条 略

2 略

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2～4 略

(続行期日の指定)

第22条 略

2 略

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

現

行

ものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

改 正 案

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

(総務人事課)

議案第26号

栃木市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

提案理由

拘禁刑以上の刑に処せられた職員に係る失職の特例を定めるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

失職の特例に係る規定を加えること。(第1条及び第5条関係)

[参照条文]

議案第23号と同じ。



議案第26号（総務人事課）

栃木市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

現

行

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、職員（学校の校長、教員及び事務職員を除く。）の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

第4条 略

第5条 略

改 正 案

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員（学校の校長、教員及び事務職員を除く。以下同じ。）の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果並びに職員の失職の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

第4条 略

(失職の特例)

第5条 任命権者は、拘禁刑以上の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、当該職員がその職を失わないものとすることができる。

2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員が、その刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その取消しの日にその職を失う。

第6条 略

栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び栃木市  
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

#### 提案理由

職員が仕事と育児・介護を両立できる職場環境を整備し、職員のワーク・  
ライフ・バランスを一層推進するに当たり、所要の改正を行う必要が生じた  
ため、栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び栃木市職員の  
育児休業等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求め  
るもの。

#### ◎改正の概要

- 1 栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正
  - (1) 規定の整理を行うこと。(第 8 条の 2 関係)
  - (2) 病気休暇に係る規定の整備を行うこと。(第 13 条関係)
  - (3) 特別休暇に係る規定の整備を行うこと。  
(第 14 条、別表第 1 及び別表第 2 関係)
  - (4) 介護休暇の単位に係る規定を削り、配偶者等に係る規定の整理を行う  
こと。(第 15 条関係)
  - (5) 引用条項を改めること。(第 15 条の 2 関係)
  - (6) 出生時両立支援制度等及び育児期両立支援制度等の措置に係る規定を  
加えること。(第 18 条の 2 関係)

(7) 介護両立支援制度等の措置に係る規定を加えること。

(第18条の3及び第18条の4関係)

2 栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

(1) 字句の整理を行うこと。(第12条関係)

(2) 部分休業に係る規定の整備を行うこと。(第21条から第24条関係)

[参照条文]

議案第23号と同じ。

現

行

【栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正】

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であつて、規則で定めるもの

2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。）を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

（病気休暇）

改 正 案

【栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正】

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第8条の2 任命権者は、次に掲げる子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。第15条及び第18条の2第1項第3号を除き、以下同じ。)のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子

(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子

2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。第15条及び第18条の2第1項第3号を除き、以下同じ。)」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者」と、「当該子を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

(病気休暇)

現 行

第13条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

2 前項に規定する病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、次に掲げる場合以外の場合における病気休暇（以下この条において「特定病気休暇」という。）の期間は、次に掲げる場合における病気休暇を使用した日その他の規則で定める日（以下この条において「除外日」という。）を除いて連続して90日を超えることはできない。

(1) 公務（外国の地方公共団体の機関等に派遣される栃木市職員の処遇等に関する条例（平成22年栃木市条例第29号）第2条の規定により派遣された職員の派遣先の機関の業務、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成22年栃木市条例第30号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条の規定により派遣された職員の派遣先団体の業務及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者となった職員の公益的法人等派遣条例第9条に規定する特定法人の業務を含む。）上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

(2) 栃木市職員安全衛生管理規程（平成22年栃木市訓令第26号）第28条第1項の規定により療養の指示を受け、同条第2項の保護措置を受けた場合

3 前項ただし書、次項及び第5項の規定の適用については、連続する8日以上（当該期間における週休日等以外の日の日数が少ない場合として規則で定める場合にあつては、その日数を考慮して規則で定める期間）の特定病気休暇を使用した職員（この項の規定により特定病気休暇の期間が連続しているものとみなされた職員を含む。）が、除外日を除いて連続して使用した特定病気休暇の期間の末日の翌日から、1回の勤務に割り振られた勤務時間（1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間その他の規則で定める時間（以下この項において「部分休業等」という。）がある場合にあつては、1回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、部分休業等以外の勤務時間）の全てを勤務した日の日数（第5項において「実勤務日数」という。）が20日に達する日までの間に、再度の特定病気休暇を使用したときは、当該再度の特定病気休暇の期間と直前の特定病気休暇の期間は連続しているも

改 正 案

第13条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とし、その期間は、規則で定める。

のとみなす。

- 4 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病（当該負傷又は疾病の病状等が、当該使用した特定病気休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日（以下この項において「特定負傷等の日」という。）の前日までの期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この項において「特定負傷等」という。）のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第2項ただし書の規定にかかわらず、当該90日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。
- 5 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日の翌日から実勤務日数が20日に達する日までの間に、その症状等が当該使用した特定病気休暇の期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要があるが生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第2項ただし書の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、当該特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。
- 6 療養期間中の週休日、休日、代休日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、第2項ただし書及び第3項から前項までの規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。
- 7 第2項ただし書及び第3項から前項までの規定は、地方公務員法第22条の規定による条件付採用期間中の職員及び同法第22条の3第4項の規定により臨時的任用をされている職員には適用しない。
- 8 病気休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定病気休暇の期間の計算については、1日以外を単位とする特定病気休暇を使用した日は、1日を単位とする特定病気休暇を使用した日として取り扱うものとする。
- 9 前条第3項ただし書の規定は、病気休暇に準用する。

（特別休暇）

改 正 案

(特別休暇)

第14条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として別表第1で定める休暇とする。

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者等で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 略

3 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。この場合において、1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とする。

4 略

(介護時間)

第15条の2 略

2 略

3 前条第4項の規定は、介護時間に準用する。

第18条 略

改 正 案

第14条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合における休暇とし、その期間は、規則で定める。

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第18条の3第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 略

3 略

(介護時間)

第15条の2 略

2 略

3 前条第3項の規定は、介護時間に準用する。

第18条 略

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第18条の2 任命権者は、栃木市職員の育児休業等に関する条例（平成22年栃木市条例第42号）第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援

現

行

改 正 案

制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 栃木市職員の育児休業等に関する条例第25条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第18条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

現

行

## 別表第1（第14条関係）

休暇の原因	休暇の期間
<p>1 <u>職員が選挙権その他公民としての権利</u> <u>を行使する場合で、その勤務しないこと</u> <u>がやむを得ないと認められるとき</u></p>	<p><u>必要と認められる期間</u></p>
<p>2 <u>職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人</u> <u>等として国会、裁判所、地方公共団体の</u> <u>議会その他官公署へ出頭する場合で、そ</u> <u>の勤務しないことがやむを得ないと認め</u> <u>られるとき</u></p>	<p><u>必要と認められる期間</u></p>
<p>3 <u>職員が骨髄移植のための骨髄若しくは</u> <u>末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞</u> <u>の提供希望者としてその登録を実施する</u> <u>者に対して登録の申出を行い、又は配偶</u> <u>者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、</u> <u>骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細</u> <u>胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場</u> <u>合で、当該申出又は提供に伴い必要な検</u> <u>査、入院等のため勤務しないことがやむ</u> <u>を得ないと認められるとき</u></p>	<p><u>必要と認められる期間</u></p>
<p>4 <u>職員が自発的に、かつ、報酬を得ない</u> <u>で次に掲げる社会に貢献する活動（専ら</u> <u>親族に対する支援となる活動を除く。）</u> <u>を行う場合で、その勤務しないことが相</u> <u>当であると認められるとき。</u></p>	<p><u>一の年度において5日の範囲内の期間</u></p>

改 正 案

- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

現

行

- (1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動
- (2) 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障がいがある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって規則で定めるものにおける活動
- (3) (1)及び(2)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障がい、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

5 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき

結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの期間内における連続する5日の範囲内の期間

6 女性職員が生理のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

必要と認められる期間。ただし、2日を超えることはできない。

7 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合

一の年度において6日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間

8 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同

妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、出産

改 正 案

現	行
<p>法第13条第1項に規定する健康診査を受ける場合</p>	<p>後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、その都度必要と認められる時間</p>
<p>9 女性職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>10 妊娠中の女性職員が請求した時点で、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき</p>	<p>当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間</p>
<p>11 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響を与えると認められる場合</p>	<p>正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる期間</p>
<p>12 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合</p>	<p>出産の日までの申し出た期間</p>
<p>13 女性職員が出産した場合</p>	<p>出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）</p>
<p>14 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>1日2回それぞれ30分以内の期間又は1日1回60分以内の期間（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所</p>

改 正 案

現

行

に係属している場合に限る。)であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により養子縁組里親として委託することができない者に限る。)を含む。)が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認若しくは請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間又は1日1回60分から当該承認若しくは請求に係る期間を差し引いた期間を超えない期間)

15 職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び次の項において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合

職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間

16 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期

当該期間内における5日の範囲内の期間

改 正 案

現	行
<p>間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	
<p>17 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして規則で定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度において5日（その養育する12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p>
<p>18 第15条第1項に規定する要介護者の介護その他の規則で定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p>
<p>19 職員の親族（別表第2の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務</p>	<p>親族に応じ別表第2の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間</p>

改 正 案

現	行
<p>しないことが相当であると認められるとき</p>	
<p>20 職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。）のため、勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1日の範囲内の期間</p>
<p>21 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度の7月から10月までの期間内における6日の範囲内の期間</p>
<p>22 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</p> <p>(2) 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</p>	<p>7日の範囲内の期間</p>
<p>23 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>24 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため</p>	<p>必要と認められる期間</p>

改 正 案

現 行

勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

別表第2（第14条関係）

親族	日数
配偶者	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日

【栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正】

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第12条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、規則で定める育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

（部分休業をすることができない職員）

改 正 案

【栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正】

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第12条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、規則の定めるところにより、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

(部分休業をすることができない職員)

現 行

第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

（部分休業の承認）

第22条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、休暇等条例第6条第4項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 休暇等条例別表第1の11の項に掲げる原因に基づく特別休暇又は休暇等条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項に規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

改 正 案

第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。以下同じ。）

（第1号部分休業の承認）

第22条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

2 休暇等条例第14条の特別休暇のうち規則で定めるもの又は休暇等条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第22条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第23条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第24条 第13条の規定は、部分休業について準用する。

**【栃木市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正】**

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 略

改 正 案

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全  
てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第22条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌  
年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時  
間)

第22条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例  
で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間  
(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第22条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾  
病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予  
測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第  
3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育  
に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第23条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場  
合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第  
16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第24条 育児休業法第19条第6項において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由  
は、職員が第3項変更をしたこととする。

【栃木市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正】

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 略

現

行

(2) 配偶者同行休業をしている職員が栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成22年栃木市条例第38号）別表第1の9の項又は10の項の休暇を取得することとなったこと。

(3) 略

改 正 案

- (2) 配偶者同行休業をしている職員が栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成22年栃木市条例第38号）第14条に規定する特別休暇のうち規則で定めるものを取得することとなったこと。
- (3) 略

(総務人事課)

議案第28号

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

#### 提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、栃木市議会の議員の期末手当を改定するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

#### ◎改正の概要

期末手当の支給割合を改めること。(第6条関係)

#### [参照条文]

議案第23号と同じ。



議案第28号（総務人事課）

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

現	行
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあつては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	

改 正 案

(期末手当)

第6条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあつては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

(総務人事課)

議案第29号

栃木市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

#### 提案理由

顧問弁護士の報酬の額を改めるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

#### ◎改正の概要

顧問弁護士の報酬の額を改めること。(別表関係)

#### [参照条文]

議案第23号と同じ。



議案第29号（総務人事課）

栃木市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

現 行		
別表（第1条関係）		
職名	報酬の額	
略	略	略
顧問弁護士	//	<u>360,000</u> //
略	略	略

改 正 案

別表（第1条関係）

職名	報酬の額	
略	略	略
顧問弁護士	//	480,000 //
略	略	略

(総務人事課)

議案第30号

栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例及び栃木市皆川中学校及び寺尾中学校の廃校後の校舎等利用事業者審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

#### 提案理由

令和8年4月1日からの組織改編に当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例及び栃木市皆川中学校及び寺尾中学校の廃校後の校舎等利用事業者審査委員会条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

#### ◎改正の概要

- 1 栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例の一部改正  
審議会の庶務の所管課を改めること。(第6条関係)
- 2 栃木市皆川中学校及び寺尾中学校の廃校後の校舎等利用事業者審査委員会条例の一部改正  
委員会の庶務の所管課を改めること。(第9条関係)

#### [参照条文]

議案第23号と同じ。



議案第30号（総務人事課）

栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例及び栃木市皆川中学校及び寺尾中学校の廃校後の校

現 行

【栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例の一部改正】

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、経営管理部総務人事課において処理する。

【栃木市皆川中学校及び寺尾中学校の廃校後の校舎等利用事業者審査委員会条例の一部改正】

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、総合政策部行財政改革推進課において処理する。

舎等利用事業者審査委員会条例の一部を改正する条例

改 正 案

【栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例の一部改正】

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、経営管理部人事課において処理する。

【栃木市皆川中学校及び寺尾中学校の廃校後の校舎等利用事業者審査委員会条例の一部改正】

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総合政策部総合政策課において処理する。

栃木市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定  
について

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与を改定するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 栃木市職員の給与に関する条例の一部改正

- (1) 手当の種類に初任給調整手当を加えること。(第2条関係)
- (2) 初任給調整手当の支給に係る規定を加えること。(第7条の3関係)
- (3) 通勤手当の額を改め、駐車場等に係る通勤手当に係る規定を加えること。(第10条関係)
- (4) 期末手当の支給割合を改めること。(第17条関係)
- (5) 勤勉手当の支給割合を改めること。(第17条の4関係)

2 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めること。

(第9条関係)

3 栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

- (1) 手当の種類に初任給調整手当を加えること。(第2条関係)
- (2) 初任給調整手当の支給に係る規定を加えること。(第4条の2関係)

〔参照条文〕

議案第 23 号と同じ。

議案第 31 号（総務人事課）

栃木市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

現

行

【栃木市職員の給与に関する条例の一部改正】

（給料）

第 2 条 給料は、栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 22 年栃木市条例第 38 号。以下「休暇等条例」という。）第 6 条第 4 項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

2 略

第 7 条の 2 略

改 正 案

【栃木市職員の給与に関する条例の一部改正】

(給料)

第2条 給料は、栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成22年栃木市条例第38号。以下「休暇等条例」という。）第6条第4項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

2 略

第7条の2 略

(初任給調整手当)

第7条の3 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他規則で定める職員にあつては、規則で定める額）並びにこれに第9条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を休暇等条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じて得たもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、初任給調整手当を支給する。

2 初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

現 行

(通勤手当)

第10条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第5項において「運賃等相当額」という。）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（第10条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300

円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,40

0円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,50

0円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,60

0円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,70

0円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,80

0円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,90

0円

改 正 案

(通勤手当)

第10条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第6項において「運賃等相当額」という。）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額（第10条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

現 行

コ	使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	29,100円
サ	使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	32,300円
シ	使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	35,500円
ス	使用距離が片道60キロメートル以上である職員	38,700円

(3) 略

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 略

4 略

改 正 案

(3) 略

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第6項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 略

4 略

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

現

行

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

7 略

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1月）をいう。

9 略

（期末手当）

第17条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5（行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（規則で定めるものを除く。第17条の4第2項各号において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～6 略

改 正 案

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

7 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月）の規則で定める日に支給する。

8 略

9 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1月）をいう。

10 略

（期末手当）

第17条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25（行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（規則で定めるものを除く。第17条の4第2項各号において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の106.25）を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第17条の4 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定幹部職員にあつては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5（特定幹部職員にあつては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額

3～5 略

【一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正】

(給与条例の適用除外等)

第9条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項、第17条第2項及び第17条の4第2項第1号の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第17条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第17条の4第2項第1号中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。

【栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正】

(給料の種類)

第2条 略

改 正 案

(勤勉手当)

第17条の4 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25（特定幹部職員にあっては、100分の126.25）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（特定幹部職員にあっては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3～5 略

【一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正】

(給与条例の適用除外等)

第9条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項、第17条第2項及び第17条の4第2項第1号の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第17条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、給与条例第17条の4第2項第1号中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」とする。

【栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正】

(給料の種類)

第2条 略

2 略

3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

第4条 略

【栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正】

附 則

(職員の勤務延長に関する経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の栃木市職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第30項から第36項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第4条 略

2・3 略

改 正 案

2 略

3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

第4条 略

(初任給調整手当)

第4条の2 初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他管理者が定める職員にあつては、管理者が定める額）並びにこれに地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を栃木市水道事業及び下水道事業就業規程（平成22年栃木市企業管理規程第4号）第6条に規定する勤務時間に52を乗じて得たもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して支給する。

【栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正】

附 則

(職員の勤務延長に関する経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の栃木市職員の給与に関する条例附則第30項から第36項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第4条 略

2・3 略

現 行

- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第10条第2項及び第13条第2項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第17条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第17条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第6項に定める暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 栃木市職員の給与に関する条例第4条第3項、第5項、第7項から第9項まで及び第8条の規定並びに新給与条例第4条第4項及び第6項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 略

改 正 案

- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、栃木市職員の給与に関する条例第10条第2項及び第13条第2項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、栃木市職員の給与に関する条例第17条第3項の規定を適用する。
- 6 栃木市職員の給与に関する条例第17条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 栃木市職員の給与に関する条例第4条第3項から第9項まで及び第8条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 略

(クリーン推進課)

議案第 3 2 号

栃木市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査  
結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

#### 提案理由

報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる施設にし尿処理施設を加えるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

#### ◎改正の概要

報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる施設を改めること。

(第 2 条関係)

#### [参照条文]

議案第 2 3 号と同じ。



議案第32号（クリーン推進課）

栃木市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条

現	行
<p data-bbox="188 342 520 380">(対象となる施設の種類)</p> <p data-bbox="140 405 1426 622">第2条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「施設」という。）とする。</u></p>	

例の一部を改正する条例

改 正 案

(対象となる施設の種類)

第2条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）とする。

(高齡介護課)

議案第 3 3 号

栃木市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市老人福祉センター福寿園の休館日を改めるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市老人福祉センター条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

栃木市老人福祉センター福寿園の休館日を改めること。(別表第 1 関係)

[参照条文]

議案第 2 3 号と同じ。



議案第33号（高齢介護課）

栃木市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

現 行	
別表第1（第5条関係）	
区分	休館日
栃木市老人福祉センター長寿園	(1) 木曜日 (2) 祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）（敬老の日は除く。）。ただし、その日が日曜日又は木曜日に当たるときは、その翌日 (3) 敬老の日の翌日 (4) 12月29日から翌年1月3日までの日
栃木市老人福祉センター福寿園	
略	略

改 正 案

別表第1（第5条関係）

区分	休館日
栃木市老人福祉センター長寿園	(1) 木曜日 (2) 祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）（敬老の日は除く。）。ただし、その日が日曜日又は木曜日に当たるときは、その翌日 (3) 敬老の日の翌日 (4) 12月29日から翌年1月3日までの日
栃木市老人福祉センター福寿園	(1) <u>日曜日</u> (2) <u>祝日（敬老の日は除く。）</u> (3) <u>敬老の日の翌日</u> (4) <u>12月29日から翌年1月3日までの日</u>
略	略

(高齢介護課)

議案第34号

栃木市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

敬老祝金の支給額を改めるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市敬老祝金支給条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

敬老祝金の支給額を改めること。(第3条関係)

[参照条文]

議案第23号と同じ。



議案第34号（高齢介護課）

栃木市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

現 行

（敬老祝金の額及び支給時期）

第3条 敬老祝金の額は、次の表のとおりとする。

対象者	金額
略	略
100歳の誕生日を迎える者	<u>100,000円</u>

2 略

改 正 案

(敬老祝金の額及び支給時期)

第3条 敬老祝金の額は、次の表のとおりとする。

対象者	金額
略	略
100歳の誕生日を迎える者	50,000円

2 略

(高齢介護課)

議案第 35 号

栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

#### 提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市介護保険条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

#### ◎改正の概要

- 1 保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例を定めること。  
(附則第 16 条関係)
- 2 保険料率の算定に関する基準の特例を定めること。(附則第 17 条関係)

#### 〔参照条文〕

議案第 23 号と同じ。



議案第35号（高齢介護課）

栃木市介護保険条例の一部を改正する条例

現	行
<p data-bbox="228 344 331 387">附 則</p> <p data-bbox="140 407 331 450">第15条 略</p>	

改 正 案

附 則

第15条 略

(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)

第16条 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村(特別区を含む。以下同じ。))に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされる者を含む。))に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。))のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。))の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。))の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。))の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定」とあるのは、「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の規定による特別控除」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。))の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。))の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得

現

行

改 正 案

金額」という。) (租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定)とあるのは、「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の規定による特別控除」とする。

- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。) (租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定)とあるのは、「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の規定による特別控除」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

- 第17条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、

現

行

改 正 案

第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされる者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が65万円から令和7年給与所得控除額（同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。以下同じ。）を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村

現

行

改 正 案

の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が65万円から令和7年給与所得控除額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(子育て総務課)

議案第 36 号

栃木市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

遺児手当の支給対象となる児童の年齢を18歳までに引き上げるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市遺児手当支給条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

児童の定義を改めること。(第2条関係)

[参照条文]

議案第23号と同じ。



現	行
(定義)	
第2条 この条例において「児童」とは、義務教育終了前（15歳に達した日の属する学年の末日以前をいい、同日以後引き続き中学校又は特別支援学校の中学部に在学する場合にはその在学する間を含む。）の者をいう。	
2 略	

改 正 案

(定義)

第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間  
にある者をいう。

2 略

(子育て総務課)

議案第 37 号

栃木市赤ちゃん誕生祝金条例の一部を改正する条例の制定について

#### 提案理由

第 1 子の児童を出産した者等に対して赤ちゃん誕生祝金を支給するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市赤ちゃん誕生祝金条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

#### ◎改正の概要

- 1 支給要件に係る規定を改めること。(第 3 条関係)
- 2 祝金の支給対象となる児童を改め、字句の整理を行うこと。  
(第 4 条関係)

#### [参照条文]

議案第 23 号と同じ。



議案第37号（子育て総務課）

栃木市赤ちゃん誕生祝金条例の一部を改正する条例

現 行

（支給要件）

第3条 祝金を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、市内に住所を有し、  
1子以上の児童を養育し、出産した者又はその配偶者とする。

（祝金の額）

第4条 祝金の額は、次のとおりとする。

- (1) 第2子 10,000円
- (2) 略

改 正 案

(支給要件)

第3条 祝金を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、市内に住所を有し、  
児童を出産し、及び養育する者又はその配偶者とする。

(祝金の額)

第4条 祝金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第1子及び第2子 10,000円
- (2) 略

(子育て総務課)

議案第38号

栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例の制定について

#### 提案理由

放課後児童支援員の資格要件を緩和した上で、当該資格要件に係る経過措置の期限を延長するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

#### ◎改正の概要

- 1 放課後児童支援員の資格要件を改めること。(第12条関係)
- 2 職員に関する経過措置を改めること。(附則関係)

#### [参照条文]

議案第23号と同じ。



議案第38号（子育て総務課）

栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条

現	行
<p>(職員)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4・5 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(職員に関する経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日から<u>令和8年3月31日までの間</u>、第12条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（<u>令和8年3月31日までに修了することを予定している者を含む。</u>）」とする。</p>	

改 正 案

(職員)

第12条 略

2 略

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

(1)～(10) 略

4・5 略

附 則

1 略

(職員に関する経過措置)

2 この条例の施行の日から令和11年3月31日までの間、第12条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（市がその者の研修計画を定めた上で、その研修計画を定めた日の属する年度の末日までに当該研修を修了することを予定している者を含む。）」とする。

栃木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 字句の整理を行うこと。  
(第 8 条、第 9 条、第 1 2 条、第 1 7 条、第 1 9 条及び第 2 6 条関係)
- 2 利用定員に係る規定を改め、字句の整理を行うこと。(第 1 5 条関係)
- 3 読替規定を削ること。(第 2 5 条関係)

[参照条文]

議案第 2 3 号と同じ。



現	行
（乳児等通園支援事業者の職員の一般的要件）	
第8条 <u>乳児等通園支援事業者</u> の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。	
（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）	
第9条 <u>乳児等通園支援事業者</u> の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。	
2 略	
（虐待等の防止）	
第12条 <u>乳児等通園支援事業者</u> の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	
（乳児等通園支援事業所内部の規程）	
第15条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。	
(1)～(5) 略	
(6) <u>乳児及び幼児の区分ごとの利用定員</u>	
(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項 <u>並びに乳児等通園支援事業</u> の利用に当たっての留意事項	
(8)～(11) 略	
（秘密保持等）	
第17条 <u>乳児等通園支援事業者</u> の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	
2 略	
第19条 略	
2 略	

改 正 案

(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)

第 8 条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第 9 条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 略

(虐待等の禁止)

第 1 2 条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第 1 5 条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1)～(5) 略

(6) 利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項

(8)～(11) 略

(秘密保持等)

第 1 7 条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 略

第 1 9 条 略

2 略

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。）を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

（準用）

第25条 第22条及び第23条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。  
この場合において、第22条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、第23条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」と読み替えるものとする。

（電磁的記録）

第26条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

改 正 案

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。）を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

（準用）

第25条 第22条及び第23条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

（電磁的記録）

第26条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(公園緑地課)

議案第40号

栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

提案理由

栃木市総合運動公園の総合体育館の利用時に貸出しを行う器具等に運動マットを加えるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

運動マットの使用料に係る規定を加えること。(別表第2関係)

[参照条文]

議案第23号と同じ。



議案第40号（公園緑地課）

栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例

現		行
別表第2（第5条関係）		
1 栃木市総合運動公園		
(1) 総合体育館		
区分		使用料
略	略	略
器具等使用 料	略	略
	フェンシング	器具一式 340円
	略	略
備考		
1～5 略		
6 個人が利用する場合の器具等の使用料（温水シャワーを除く。）は、無料とする。		
7 略		
(2)～(4) 略		
2～8 略		

改 正 案

別表第2（第5条関係）

1 栃木市総合運動公園

(1) 総合体育館

区分		使用料
略	略	略
器具等使用料	略	略
	フェンシング	器具一式 340円
	運動マット	1枚につき 20円
	略	略

備考

1～5 略

6 個人が利用する場合の器具等の使用料（運動マット及び温水シャワーを除く。）は、無料とする。

7 略

(2)～(4) 略

2～8 略

(水道建設課)

議案第 4 1 号

栃木市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

災害その他非常の場合において、他の市町村長が指定した給水装置工事事業者が本市の給水装置工事を施行することができるようにするに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市水道事業給水条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

他の市町村長が指定した給水装置工事事業者に係る規定を加えること。

(第 8 条関係)

[参照条文]

議案第 2 3 号と同じ。



議案第41号（水道建設課）

栃木市水道事業給水条例の一部を改正する条例

現	行
(工事の施行)	
第8条 給水装置工事の設計及び工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。	
2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事の設計及び工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事の竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。	
3 略	

改 正 案

(工事の施行)

第8条 給水装置工事の設計及び工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下同じ。）又は他の市町村長が同項の指定をした者（以下「他市町村指定給水装置工事事業者」という。）が給水装置工事の設計及び工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者（他市町村指定給水装置工事事業者を含む。以下同じ。）が給水装置工事の設計及び工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事の竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 略

(下水道建設課)

議案第 4 2 号

栃木市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

責任技術者が同一の指定工事店において複数の営業所を兼任できるようにし、及び災害その他非常の場合において他の市町村長が指定した指定工事店が本市の排水設備等の工事を行うことができるようにするに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市下水道条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 排水設備等の工事の実施に係る規定を改めること。(第6条関係)
- 2 字句の整理を行うこと。(第31条関係)

〔参照条文〕

議案第 2 3 号と同じ。



議案第42号（下水道建設課）

栃木市下水道条例の一部を改正する条例

現 行

（排水設備等の工事の実施）

第6条 排水設備等の新設等の工事は、排水設備等の工事に関し企業管理規程で定める技能を有する者（以下「責任技術者」という。）が専属する業者として企業管理規程で定めるところにより管理者が指定したもの（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。

（占用料の徴収）

第31条 前条の規定による占用の許可を受けた者は、占用料を納付しなければならない。ただし、次に掲げる占用物件については、この限りでない。

(1)～(3) 略

(4) 他の地方公共団体の行う事業で、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件

2 略

改 正 案

(排水設備等の工事の実施)

第6条 排水設備等の新設等の工事は、排水設備等の工事に関し企業管理規程で定める技能を有する者（以下「責任技術者」という。）を選任する業者として企業管理規程で定めるところにより管理者が指定した者（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）が指定した者が排水設備等の新設等の工事を行う必要があると認めるときは、この限りでない。

(占用料の徴収)

第31条 前条の規定による占用の許可を受けた者は、占用料を納付しなければならない。ただし、次に掲げる占用物件については、この限りでない。

(1)～(3) 略

(4) 他の地方公共団体の行う事業で、地方公営企業法第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件

2 略

(下水道建設課)

議案第 4 3 号

栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

#### 提案理由

災害その他非常の場合において、他の市町村長が指定した指定工事店が本市の排水設備の工事を行うことができるようにするに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

#### ◎改正の概要

他の市町村長が指定した指定工事店に係る規定を加え、字句の整理を行うこと。(第6条関係)

#### [参照条文]

議案第 2 3 号と同じ。



議案第 4 3 号（下水道建設課）

栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

現	行
<p data-bbox="188 353 523 389">（排水設備の工事の実施）</p> <p data-bbox="140 412 1407 448">第 6 条 排水設備の新設等の工事は、栃木市下水道条例（平成 2 2 年栃木市条例第 1 9 3 号）</p> <p data-bbox="172 474 976 510">第 6 条の<u>規定する</u>指定工事店でなければ行ってはならない。</p>	

改 正 案

(排水設備の工事の実施)

第6条 排水設備の新設等の工事は、栃木市下水道条例（平成22年栃木市条例第193号）

第6条に規定する指定工事店（同条ただし書の規定により排水設備等の新設等の工事を行う者を含む。）でなければ行ってはならない。

( 予 防 課 )

議案第 4 4 号

栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の一部を改正する条  
例の制定について

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

施行期日を改めること。(附則関係)

[参照条文]

議案第 2 3 号と同じ。



議案第44号（予防課）

栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

現	行
<p data-bbox="225 349 323 385">附 則</p> <p data-bbox="137 409 1420 629">この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第7条の2の改正規定、同条を第7条の3とし、第7条の次に1条を加える改正規定、第29条の7第1項の改正規定、第44条第6号の次に1号を加える改正規定及び同条第7号の改正規定は、<u>令和8年3月1日</u>から施行する。</p>	

改 正 案

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第7条の2の改正規定、同条を第7条の3とし、第7条の次に1条を加える改正規定、第29条の7第1項の改正規定、第44条第6号の次に1号を加える改正規定及び同条第7号の改正規定は、令和8年3月31日から施行する。

栃木市定住自立圏形成方針の変更について

提案理由

暮らしに必要な生活機能を確保し、圏域のどこでも誰でも安心して「定住」できる環境を整備し、各地域の特色を生かしつつ、圏域の均衡ある発展を目指すため、栃木市定住自立圏形成方針を変更することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

栃木市議会の議決すべき事件を定める条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件は、他の条例に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に定める定住自立圏形成方針の策定、変更又は廃止に関すること。



現	行
栃木市定住自立圏形成方針	
<p>本市は、旧栃木市の区域（以下「中心地域」という。）並びに旧大平町、旧藤岡町、旧都賀町、旧西方町及び旧岩舟町の区域（以下「近隣地域」という。）で形成する「栃木市定住自立圏」（以下「圏域」という。）に関し、次の方針を策定する。</p>	
<p>（目的）</p>	
<p>第1条 この方針は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った本市において、旧1市5町による定住自立圏を形成するとともに、暮らしに必要な生活機能を「集約とネットワーク」により圏域全体で確保し、圏域のどこでも誰でも安心して「定住」できる環境を整備し、<u>合併後の一体感の醸成を図りつつ</u>、圏域全体の均衡ある発展を目指すことを目的とする。</p>	
<p>（基本方針）</p>	
<p>第2条 前条の目的を達成するために、本市は、栃木市総合計画の下、次に掲げる政策分野について、中心地域や近隣地域の特色を生かした相互連携と機能分担を行い、圏域全体の活性化を図るものとする。</p>	
<p>(1) 生活機能の強化</p>	
<p>(2) 結びつきやネットワークの強化</p>	
<p>(3) <u>圏域マネジメント能力の強化</u></p>	
<p>（連携する具体的な事項）</p>	
<p>第3条 前条の基本方針に基づく、相互連携や機能分担を行う内容は、次の各号に掲げるものとし、その取組の内容及び当該取組における中心地域と近隣地域の機能は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。</p>	
<p>(1) 生活機能の強化</p>	
<p>ア 医療</p>	
<p>(ア) 医療体制の充実</p>	
<p>a 取組の内容</p>	
<p>急性期から回復期、在宅医療に至るまで、各医療ステージにおける切れ目のない医療提供体制（地域完結型医療提供体制）の<u>構築</u>を目指す。</p>	
<p>b 機能分担</p>	

## 変 更 案

### 栃木市定住自立圏形成方針

本市は、旧栃木市の区域（以下「中心地域」という。）並びに旧大平町、旧藤岡町、旧都賀町、旧西方町及び旧岩舟町の区域（以下「近隣地域」という。）で形成する「栃木市定住自立圏」（以下「圏域」という。）に関し、次の方針を策定する。

（目的）

第1条 この方針は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った本市において、旧1市5町による定住自立圏を形成するとともに、暮らしに必要な生活機能を「集約とネットワーク」により圏域全体で確保し、圏域のどこでも誰でも安心して「定住」できる環境を整備し、各地域の特色を生かしつつ、圏域全体の均衡ある発展を目指すことを目的とする。

（基本方針）

第2条 前条の目的を達成するために、本市は、栃木市総合計画の下、次に掲げる政策分野について、中心地域や近隣地域の特色を生かした相互連携と機能分担を行い、圏域全体の活性化を図るものとする。

- (1) 生活機能の強化
- (2) 結びつきやネットワークの強化
- (3) 資源制約に対応するための圏域マネジメント等

（連携する具体的な事項）

第3条 前条の基本方針に基づく、相互連携や機能分担を行う内容は、次の各号に掲げるものとし、その取組の内容及び当該取組における中心地域と近隣地域の機能は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 生活機能の強化

ア 医療

- (ア) 医療体制の充実

- a 取組の内容

急性期から回復期、在宅医療に至るまで、各医療ステージにおける切れ目のない医療提供体制（地域完結型医療提供体制）の充実を目指す。

- b 機能分担

(a) 中心地域においては、圏域医療の中核となる病院が開業医（かかりつけ医）や他の病院、福祉介護施設等との連携強化を通して患者情報の共有化を図り、地域医療の中核施設として、地域が一体となった医療や療養環境づくりを目指すとともに、急患センターや病院群輪番制病院等が休日及び夜間の診療体制を確保する。

(b) 近隣地域においては、地域の医療機関が中心地域の中核病院等と連携を図り、地域医療体制を維持する。

#### イ 福祉

##### (ア) 総合的な福祉の構築

###### a 取組の内容

(a) 支援を必要とする方々の多様なニーズに応じた細やかな福祉サービスの提供を図る。

(b) 様々な主体による福祉の取組が積極的に進められ地域で支え合い助け合うことのできる環境を整える。

###### b 機能分担

(a) 中心地域においては、市と社会福祉協議会、その他関係機関が連携を図り、地域の課題を探して解決に向け取り組む地域福祉総合推進体制を構築する。

(b) 近隣地域においては、地域福祉総合推進体制の役割分担の下、自治会や地区社会福祉協議会の活動の活性化を図る。

#### ウ 教育

##### (ア) 教育環境の充実

###### a 取組の内容

(a) だれもが生きがいをもって、生き生きと学び続ける環境の充実を図る。

(b) 市民が互いに絆を結び、未来を拓く「生きる力」をもった子どもたちを育て、ふるさとを誇れる人づくりやまちづくりを推進する。

## 変 更 案

- (a) 中心地域においては、圏域医療の中核となる病院が開業医（かかりつけ医）や他の病院、福祉介護施設等との連携強化を通して患者情報の共有化を図り、地域医療の中核施設として、地域が一体となった医療や療養環境づくりを目指すとともに、急患センターや病院群輪番制病院等の設置により休日及び夜間の診療体制を確保する。
- (b) 近隣地域においては、地域の医療機関が中心地域の中核病院等と連携を図り、地域医療体制を維持する。

### イ 福祉

#### (ア) 総合的な福祉の推進

##### a 取組の内容

- (a) 支援を必要とする方々の多様なニーズに応じた細やかな福祉サービスの提供を図る。
- (b) 様々な主体による福祉の取組が積極的に進められ地域で支え合い助け合うことのできる環境を整える。
- (c) 若い世代が安心して結婚・妊娠・出産・育児ができる環境を整備する。

##### b 機能分担

- (a) 中心地域においては、市と社会福祉協議会、その他関係機関が連携を図り、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するとともに、妊産婦に対するサポートや、こども医療費助成等子育てに係る経済的負担の軽減に努め、妊娠出産・子育て支援、子育て環境の充実を図る。
- (b) 近隣地域においては、包括的な支援体制の役割分担の下、自治会や地区社会福祉協議会の活動の活性化を図るとともに、保育事業や子育て支援センター等の子育て支援体制の充実を図る。

### ウ 教育

#### (ア) 教育環境の充実

##### a 取組の内容

- (a) だれもが生きがいをもって、心身ともに学び成長できる環境の充実を図る。
- (b) 市民が互いに絆を結び、未来を拓く「生きる力」をもった子どもたちを育て、ふるさとを誇れる人づくりやまちづくりを推進する。

## b 機能分担

(a) 市内小中学校において、児童生徒に確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育の充実、学校施設の改修等の推進を図る。

(b) 圏域全体において、“地域ぐるみで子どもたちの「生きる力」を育むこと”を核として、学校、家庭、地域及び行政との連携（とちぎ未来アシストネット）を推進し、学校教育、社会教育及び家庭教育支援における成果の活用等の充実を図り、「地域コミュニティの再構築による地域の絆」を高める。

## (イ) 文化の振興

## a 取組内容

(a) 文化芸術にふれる機会の確保や文化施設の活用等により、文化に親しむ環境を整える。

(b) 文化活動団体の支援や文化の伝承者の育成により、地域の特色ある歴史文化の継承並びに発展を図る。

(c) 文化財をはじめとする歴史的文化遺産を保護するとともに、地域資源として活用を図る。

## b 機能分担

(a) 中心地域においては、蔵の街並みに代表される歴史的建造物や歴史的文化遺産の調査、研究及び保存の推進を図るとともに、観光資源としての活用を図る。

(b) 近隣地域においては、地域の優れた文化の振興を図るとともに、次世代へ引き継ぐべき財産となる文化財の保全に努める。

## エ 産業振興

## (ア) 農林業の振興

## a 取組の内容

(a) 農業生産基盤の充実、多様な担い手の育成支援、特色ある農産物の生産販売体制の強化等により農業の経営基盤の充実を図る。

(b) 地域ブランドの育成、観光等との連携、体験型グリーンツーリズムの推進、安全

変 更 案

(c) 多様な人々と協働して課題を解決できる子どもを育む環境の充実を図る。

b 機能分担

(a) 市内小中学校において、児童生徒に確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育やコミュニケーション能力の向上等を目指したグローバル教育の充実、学校施設の改修等の推進を図る。

(b) 圏域全体において、“地域ぐるみで子どもたちの「生きる力」を育むこと”を核として、学校、家庭、地域及び行政との連携・協働により、地域社会が一体となった総合的な教育環境の充実を図る。

(イ) 文化の振興

a 取組の内容

(a) 文化活動団体の支援や文化の伝承者の育成により、地域の特色ある歴史文化の継承及び発展を図る。

(b) 文化芸術にふれる機会の拡充や文化施設の整備等により、文化芸術に親しむ環境を整える。

(c) 文化財をはじめとする歴史的文化遺産を保護するとともに、地域資源として活用を図る。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、蔵の街並みに代表される歴史的建造物や歴史的文化遺産の調査、研究及び保存の推進を図るとともに、観光資源としての活用を図る。

(b) 近隣地域においては、地域の優れた歴史文化の振興を図るとともに、次世代へ引き継ぐべき財産となる文化財の保全に努める。

エ 産業振興

(ア) 農林業の振興

a 取組の内容

(a) 農業生産基盤の充実、多様な担い手の育成支援、特色ある農産物の生産販売体制の強化、強い農業・稼げる農業への転換の支援等により農業の経営基盤の充実を図る。

(b) 地域ブランドの産地化、観光等との連携、体験型グリーンツーリズムの推進、安

現

行

安心して新鮮な農産物の提供等により特色ある農林業の展開を図る。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、優良農地の適切な保全、かんがい排水施設の保全整備促進、地域の中心となる経営体の育成並びに農地の集積、農産物の販売流通体制の多様化、新規就農者の育成確保、販売体制の拡充を図る。

(b) 近隣地域においては、地域の特性に合わせ優良農地の適切な保全、かんがい排水施設の保全整備促進、地域の中心となる経営体の育成並びに農地の集積、農産物の販売流通体制の多様化、新規就農者の育成確保、地域の特色を生かした農産物の振興を図る。

(イ) 商工業の振興

a 取組の内容

まちの魅力や市民生活の利便性の向上に資する商業機能の再生や活性化を図る。まちの活力を生み出す経済的基盤として工業全体の競争力の強化を図る。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、空き店舗対策の推進、商工団体との連携強化、起業支援や後継者の人材育成により、商業拠点としての商店街の活性化支援等を図る。中小企業に対しては、金融機関等との連携による融資制度の充実、事業所の設備投資や経営体質強化の促進等を図る。

(b) 近隣地域においては、空き店舗対策の推進、商工団体との連携強化、起業支援や後継者の人材育成により、商業機能の維持並びに充実を図る。中小企業に対しては、金融機関等との連携による融資制度の充実、事業所の設備投資や経営体質強化の促進等を図る。

(ウ) 雇用の創出

a 取組の内容

地域経済が活性化され人々が生き生きと働くことができる環境を整える。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、千塚上川原産業団地の早期分譲に努めるとともに、栃木イ

## 変 更 案

全安心で新鮮な農産物の提供、双方向型農業の推進等により特色ある農林業の展開を図る。

### b 機能分担

(a) 中心地域においては、優良農地の適切な保全、かんがい排水施設の保全整備促進、地域の中心となる経営体の育成及び農地の集積、農産物の販売流通体制の多様化、新規就農者の育成確保、販売体制の拡充を図る。

(b) 近隣地域においては、地域の特性に合わせ優良農地の適切な保全、かんがい排水施設の保全整備促進、地域の中心となる経営体の育成及び農地の集積、農産物の販売流通体制の多様化、新規就農者の育成確保、地域の特色を生かした農産物の振興を図る。

### (イ) 商工業の振興

#### a 取組の内容

(a) まちの魅力や市民生活の利便性の向上に資する商業機能の再生や活性化を図る。

(b) まちの活力を生み出す経済的基盤として工業全体の競争力の強化を図る。

#### b 機能分担

(a) 中心地域においては、空き店舗対策の推進、商工団体との連携強化、起業支援や事業承継支援により、商業拠点としての商店街の活性化支援等を図るとともに、競争力の高い工業機能の強化を図る。中小企業に対しては、金融機関等との連携による融資制度の充実、事業所の設備投資や経営体質強化の促進等を図る。

(b) 近隣地域においては、空き店舗対策の推進、商工団体との連携強化、起業支援や事業承継支援により、商業機能の維持及び充実を図るとともに、競争力の高い工業機能の強化を図る。中小企業に対しては、金融機関等との連携による融資制度の充実、事業所の設備投資や経営体質強化の促進等を図る。

### (ウ) 雇用の創出

#### a 取組の内容

地域経済が活性化され、多様な働き方が選択でき、人々が生き生きと働くことができる環境を整える。

#### b 機能分担

(a) 中心地域においては、栃木インター産業団地の整備に努めるとともに、既存企業

インターチェンジ周辺の立地環境を生かした新たな産業基盤の整備に努めるとともに、既存企業の定着化等を図る。

- (b) 近隣地域においては、都賀インターチェンジ、佐野藤岡インターチェンジ及び国道50号周辺の立地環境を生かした新たな産業基盤等の整備に努めるとともに、既存企業の定着化等を図る。

(2) 結びつきやネットワークの強化

ア 地域公共交通の整備

(ア) 地域公共交通の整備

a 取組の内容

交通弱者の通院、通学、買物等の「日常生活の足」を確保するとともに、新市の一体的なまちづくりのために、地域公共交通の充実に向け、コミュニティバスやデマンドタクシーを運行する。

b 機能分担

- (a) 中心地域においては、大型商業施設、病院等を運行経路に組み込むことにより利便性の向上を図る。また、圏域外からのアクセスポイントとなる栃木駅を運行経路に組み込むことにより圏域内外の交流を図る。
- (b) 近隣地域においては、買物、通院、通学の移動手段として市民生活を支えるとともに、地域の実情や利用者のニーズに合った柔軟な運行に努める。

## 変 更 案

の定着化等を図る。

- (b) 近隣地域においては、平川産業団地、佐野藤岡インターチェンジ周辺、国道50号周辺、都賀インターチェンジ周辺及び都賀西方スマートインターチェンジ周辺の立地環境を生かした新たな産業基盤等の整備に努めるとともに、雇用創出効果の高い新規企業の誘致、既存企業の定着化等を図る。

### オ 防災

#### (ア) 災害に強いまちづくり

##### a 取組の内容

「栃木市国土強靱化地域計画」の着実な実行を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

##### b 機能分担

- (a) 中心地域においては、国・県と連携し、一級河川の整備等により圏域全体の治水対策を推進するとともに、市民の防災意識の向上を図る。
- (b) 近隣地域においては、普通河川及び排水路等の整備を促進し、地域の水害対策の強化を図るとともに、市民の防災意識の向上を図る。

#### (2) 結びつきやネットワークの強化

##### ア 地域公共交通の整備

#### (ア) 地域公共交通の整備

##### a 取組の内容

通勤・通学及び高齢者等の日常生活の移動手段を確保し、地域の実情に即した持続可能な地域公共交通の実現を目指す。

##### b 機能分担

- (a) 中心地域においては、大型商業施設、病院等を運行経路に組み込むことにより利便性の向上を図る。また、圏域外からのアクセスポイントとなる栃木駅を運行経路に組み込むことにより圏域内外の交流を図る。
- (b) 近隣地域においては、通勤・通学及び高齢者等の日常生活の移動手段として市民生活を支えるとともに、地域の実情や利用者のニーズに合った柔軟な運行に努める。

## イ 道路等の交通インフラの整備

## (ア) 幹線道路等の整備

## a 取組の内容

主要幹線道路を補完しながら、地域の骨格を形成し、地域間のスムーズな移動を可能とする主要な市道、都市計画道路等の幹線道路網の整備を図る。

## b 機能分担

(a) 中心地域においては、周辺市町や各地域間のスムーズなアクセスを確保するため、相互に結節する幹線道路の機能強化及び整備を促進するとともに、中心的市街地としての道路網を構築するため、環状道路等の整備を進める。

(b) 近隣地域においては、周辺市町や各地域間のスムーズなアクセスを確保するため、相互に結節する幹線道路の機能強化及び整備を促進する。

## ウ 地域内外の住民との交流及び移住促進

## (ア) 定住促進

## a 取組の内容

喫緊の課題である人口減少問題に対応するため、既に設置してある栃木市定住促進対策本部により、「栃木市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するとともに、効果的な取組を実施する。

変 更 案

イ 道路等の交通インフラの整備

(ア) 幹線道路等の整備

a 取組の内容

主要幹線道路を補完しながら、地域の骨格を形成し、地域間のスムーズな移動を可能とする主要な市道、都市計画道路等の幹線道路網の整備を図る。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、周辺市町や各地域間のスムーズなアクセスを確保するため、相互に結節する幹線道路の機能強化及び整備を促進するとともに、中心的市街地としての道路網を構築するため、環状道路等の整備を進める。

(b) 近隣地域においては、周辺市町や各地域間のスムーズなアクセスを確保するため、相互に結節する幹線道路の機能強化及び整備を促進する。

(イ) 生活道路の維持管理

a 取組の内容

住環境を維持するため、安全で快適な暮らしを支える生活道路の維持管理を図る。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、生活に密接する生活道路の舗装や除草等の管理を適切に行い、誰もが安全に安心して利用できる道路を維持することにより、安全で快適な住環境づくりに努める。

(b) 近隣地域においては、生活に密接する生活道路の舗装や除草等の管理を適切に行い、地域住民が安全に安心して利用できる道路を維持することにより、安全で快適な住環境づくりに努める。

ウ 地域内外の住民との交流及び移住促進

(ア) 定住促進

a 取組の内容

(a) 喫緊の課題である人口減少問題に対応するため、第2期「栃木市デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標に基づく施策を着実に実施する。

(b) 東京圏に近い地理的優位性、鉄道や高速道路等の交通利便性、高等学校群を擁する教育環境、全国的に高評価を得ている子育てしやすい環境などの本市の“強み”

## b 機能分担

(a) 中心地域においては、市街化区域への定住促進を図るため住宅新築等に対する支援等を行うほか、圏域内外に本市の魅力を情報発信する。

(b) 近隣地域においては、地域コミュニティの維持につながる定住支援のための制度を構築する。

## (イ) 観光レクリエーションの振興

## a 取組の内容

地域を支える活性化策の一つとして多様なニーズを充足する総合的な観光地づくりを推進する。業種を超えた連携強化により観光地としての新たな付加価値の創造を図る。

## b 機能分担

(a) 中心地域においては、蔵の街や太平山等の観光資源を活用し、魅力ある観光交流並びにレクリエーション拠点を形成するとともに、観光ネットワークの形成や新たな地域ブランドの認定等更なる付加価値の創造を図る。

(b) 近隣地域においては、太平山南山麓、渡良瀬遊水地、つがの里、金崎さくら堤、いわふねフルーツパーク等の観光資源を活用し、魅力ある観光交流並びにレクリエーション拠点を形成するとともに、観光ネットワークの形成、新たな地域ブランドの認定等更なる付加価値の創造を図る。

(3) 圏域マネジメント能力の強化

## ア 中心市等における人材の育成

## (ア) 地域自治を担う市民の育成

## a 取組の内容

一体感のある本市の創造を念頭に、地域会議の下、地域の特性を生かした市民によるまちづくりを推進する。

## b 機能分担

(a) 中心地域においては、地域会議の普及啓発に努めるとともに、同会議の下、地域の自主性や自立性を重んじながら、地域の独自の取組を地域予算提案制度や地域づくり応援補助金で支援する。

変 更 案

を生かしたまちづくりを推進する。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、市街化区域への定住促進を図るため住宅新築等に対する支援等を行うほか、圏域内外に本市の魅力を情報発信する。

(b) 近隣地域においては、地域コミュニティの維持につながる定住支援のための効果的な事業を展開する。

(イ) 観光レクリエーションの振興

a 取組の内容

(a) 地域を支える活性化策の一つとして多様なニーズを充足する総合的な観光地づくりを推進する。

(b) 業種を越えた連携強化により観光地としての新たな付加価値の創造を図る。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、蔵の街や太平山等の観光資源を活用し、魅力ある観光交流及びレクリエーション拠点形成するとともに、観光ネットワークの形成や観光資源を生かした新たな企画の実施等により付加価値を高め、魅力向上を図る。

(b) 近隣地域においては、太平山南山麓、渡良瀬遊水地、つがの里、金崎さくら堤、いわふねフルーツパーク等の観光資源を活用し、魅力ある観光交流及びレクリエーション拠点を形成するとともに、観光ネットワークの形成や観光資源を生かした新たな企画の実施等により付加価値を高め、魅力向上を図る。

(3) 資源制約に対応するための圏域マネジメント等

ア 中心市等における人材の育成

(ア) 地域自治を担う市民の育成

a 取組の内容

地域コミュニティを主体とした自主的な活動を促進し、地域の特性を生かした市民によるまちづくりを推進する。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、市民団体やコミュニティ組織を支援し、市民相互・団体相互に活動を支え合う社会の実現を目指す。

現

行

- (b) 近隣地域においては、地域会議の下、地域の自主性や自立性を重んじながら、地域の独自の取組を地域予算提案制度や地域づくり応援補助金で支援する。

## 変 更 案

- (b) 近隣地域においては、地域の特性や実情に応じ、市民や各種団体が主体的にまちづくり活動を行えるよう支援し、市民相互・団体相互に活動を支え合う社会の実現を目指す。

### イ 圏域内の公共施設の集約化・共同利用等

#### (7) 圏域内の公共施設の集約化

##### a 取組の内容

「公共施設適正配置計画」に基づき、公共施設の最適化の実現に向けた取組を推進し、量の縮小と質の維持・向上を図る。

##### b 機能分担

- (a) 中心地域においては、施設の物理的状況や、利用状況・費用対効果を判断材料とし、施設の立地環境等を考慮した適切な配置を進める。
- (b) 近隣地域においては、利用状況の妥当性や市民のニーズ等を判断材料とし、施設の適切な配置を進める。

工事請負契約の締結について

提案理由

令和7年3月13日に工事請負契約を締結した今泉泉川線跨線橋下部（A1）工事について、設計変更に伴い契約金額が栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成22年栃木市条例第61号）第2条で定める金額を超えることとなったため、工事請負契約の変更契約を栃木市西方町金崎225番地5川上建設株式会社西方本社代表取締役川上恵子と締結することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(6) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関

する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(参考)

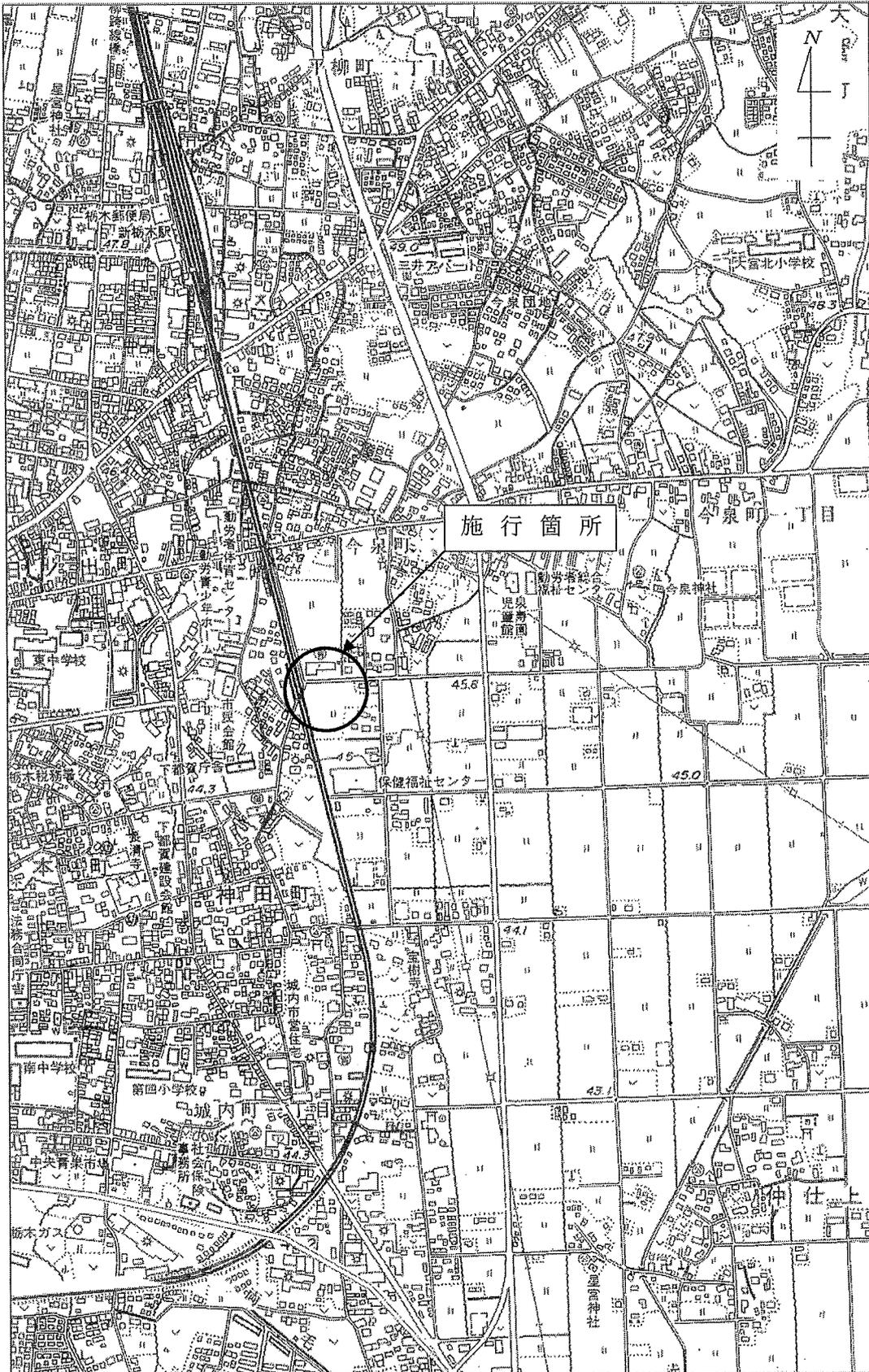
工 事 名	今泉泉川線 跨線橋下部 (A1) 工事		
工 事 場 所	栃木市今泉町2丁目地内		
工 事 概 要	跨線橋下部		
	・逆T式橋台 (H=11.8m)		566 m <sup>3</sup>
	・杭基礎 (φ1200)		6m×15本
	主な工種		
	・場所打杭工		15本
	・橋台躯体工	566 (変更前563) m <sup>3</sup>	
	・鋼矢板圧入工		
	(ウォータージェット併用工法)	0 (変更前160) 枚	
	(硬質地盤クリア工法)	160 (変更前 - ) 枚	
契約の方法	事後審査型条件付き一般競争入札		
契約金額	変更前	146,410,000円	
	変更後	165,484,000円	

位置図

【都市計画道路3・4・203 今泉泉川線】

栃木市今泉町2丁目町地内

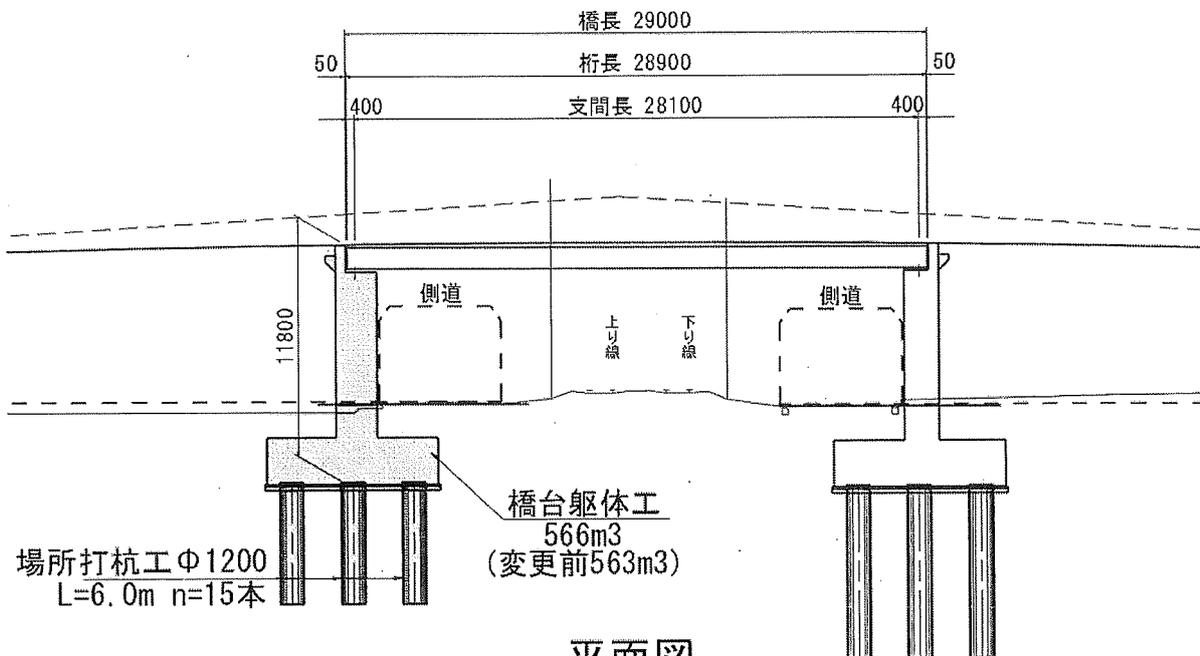
S=1:10,000



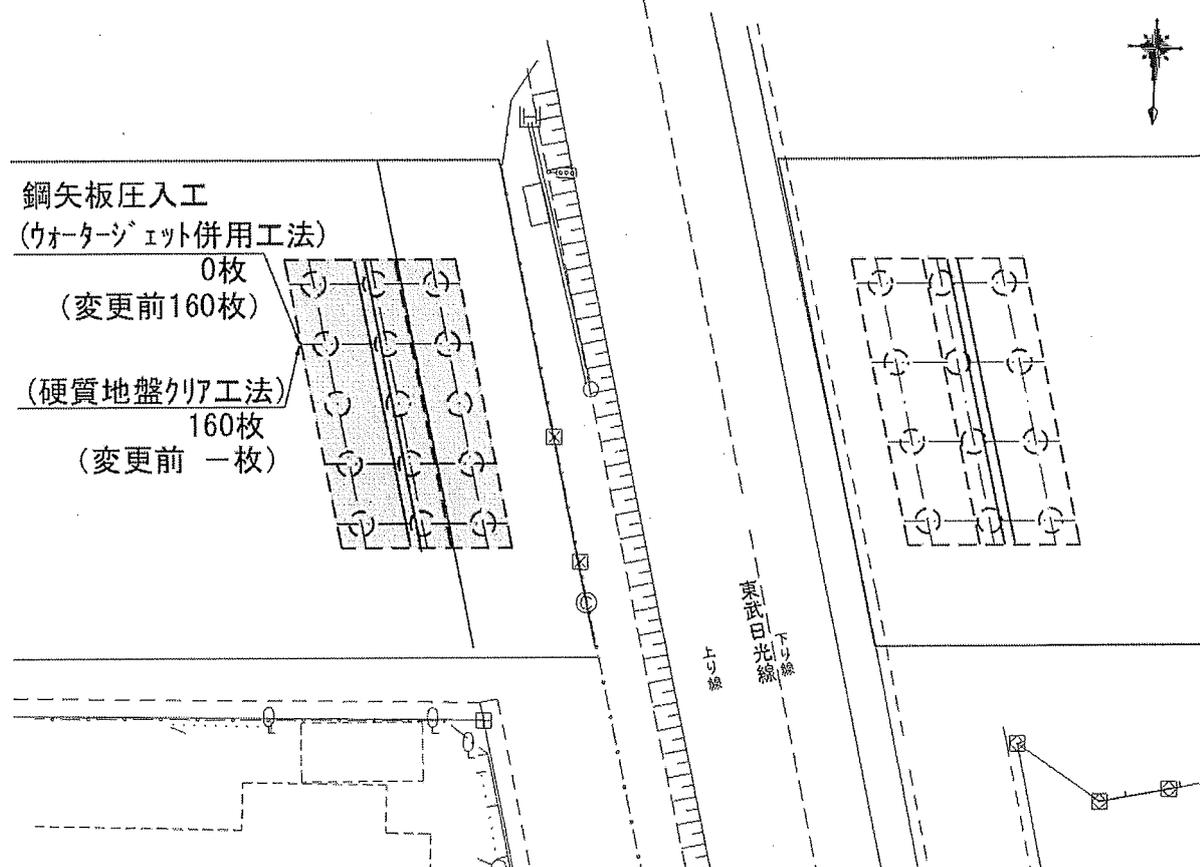
今泉泉川線 跨線橋下部(A1)工事

# 今泉泉川線跨線橋 橋梁一般図 (変更図面)

## 側面図



## 平面図



市道路線の認定について

提案理由

開発行為により整備された路線及び栃木インター西土地区画整理事業により整備された路線について、道路法第 8 条第 1 項の規定により市道として認定するため、同条第 2 項の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

道路法抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 以下略

# 市道路線認定 位置図

(S = 1 : 1,500)

市道11422号線



巴波川

県南児童相談所

沼和田郵便局

沼和田町

市道11422号線



# 市道路線認定 位置図

(S = 1 : 1,000)

市道13500号線

とちぎメディカルセンター  
とちのき

巴波川

大町

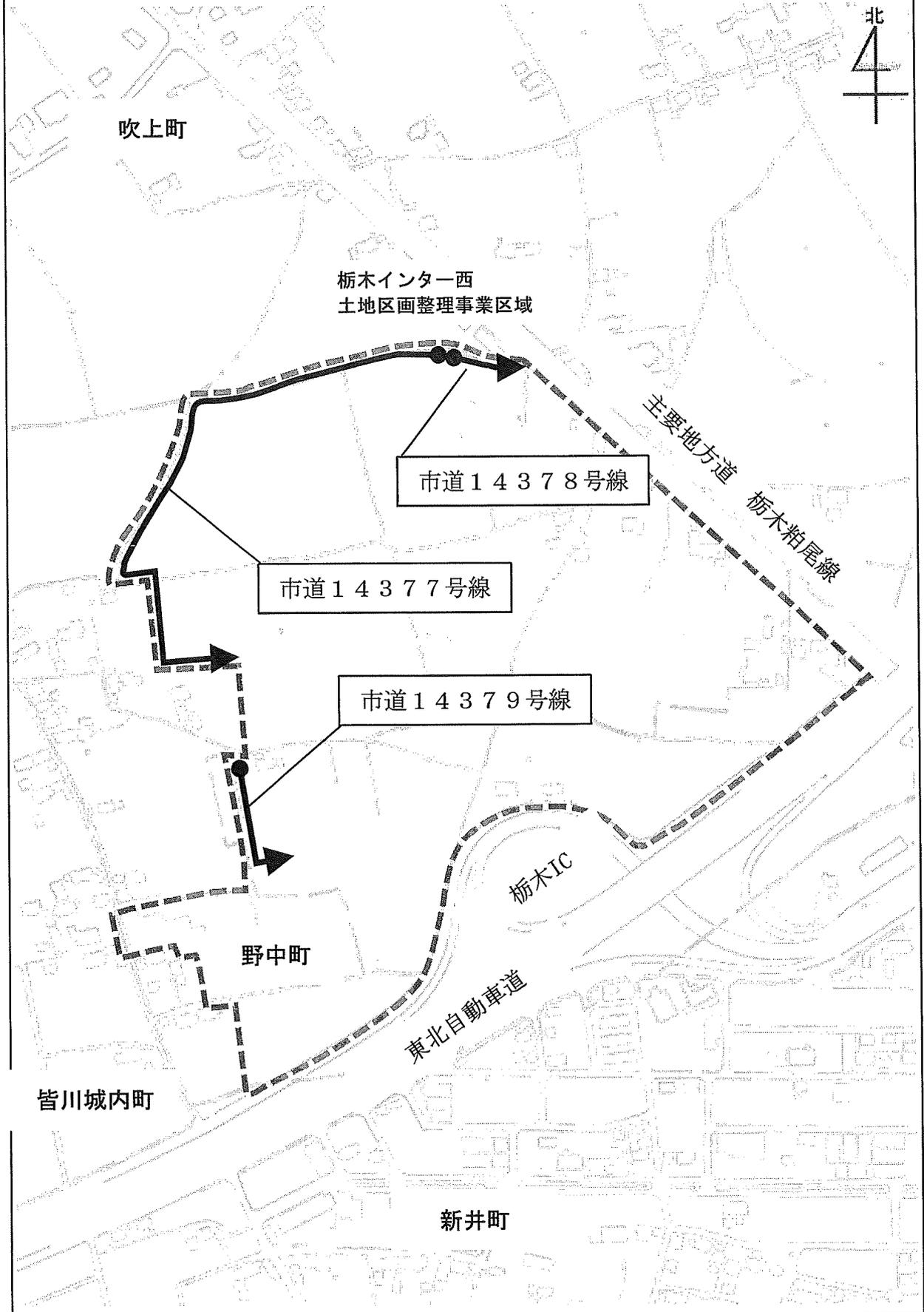
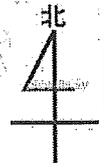
市道13500号線



主要地方道 宇都宮亀和田栃木線

市道路線認定 位置図  
(S = 1 : 5,000)

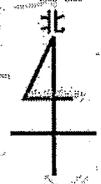
市道14377号線  
市道14378号線  
市道14379号線



市道路線認定 位置図

(S = 1 : 2,000)

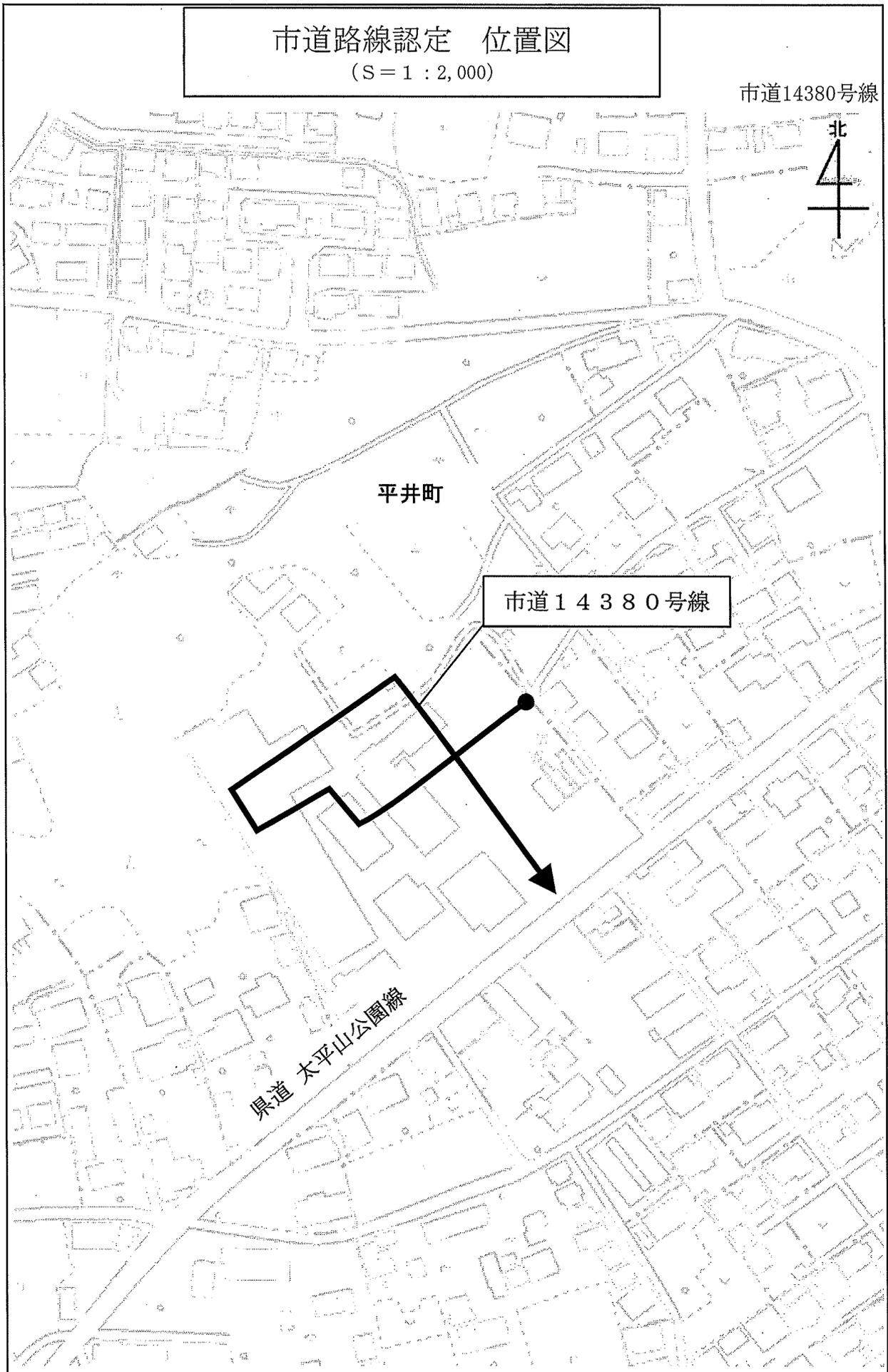
市道14380号線



平井町

市道14380号線

県道 太平山公園線



市道路線認定 位置図  
(S = 1 : 2,000)

市道22313号線  
市道22314号線  
市道22315号線



県道 小山大平線

大平町富田

大平医療福祉モール

市道22313号線

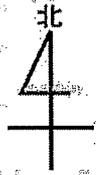
市道22314号線

市道22315号線

# 市道路線認定 位置図

(S = 1 : 1,500)

市道22316号線

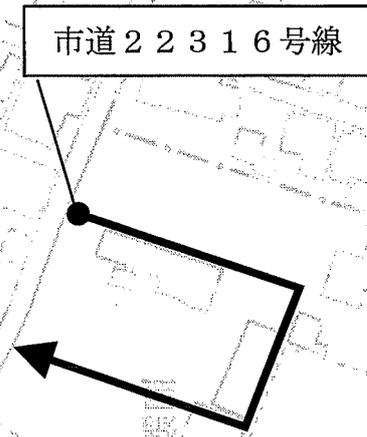


大平西野田郵便局

大平町西野田

大平町西野田  
縣道 蛭沼川連線

市道22316号線

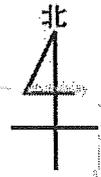


報恩寺

市道路線認定 位置図

(S = 1 : 2,500)

市道43414号線



都賀町平川

市道43414号線

都賀町合戦場

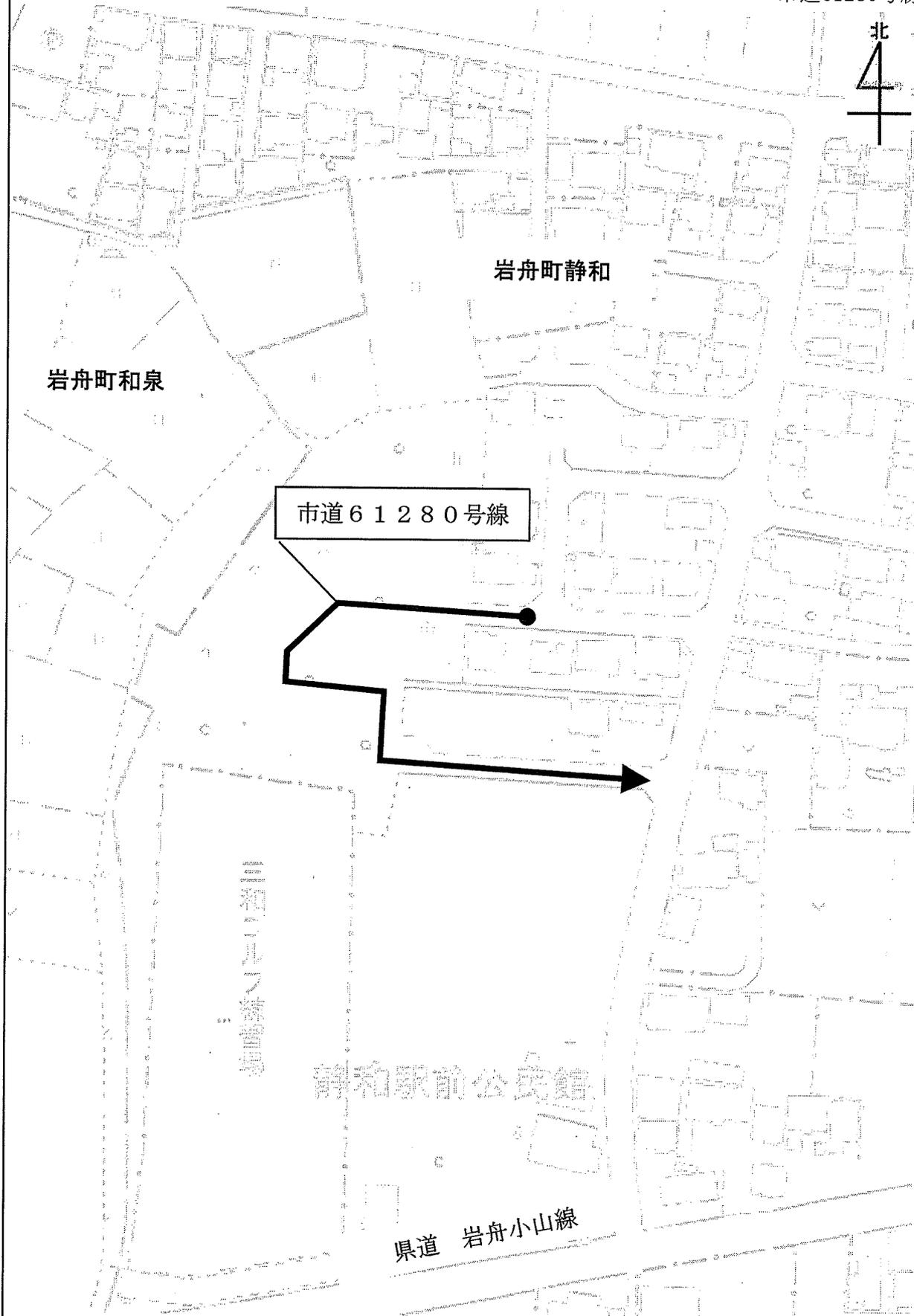
大宮町

宇都宮亀和田栃木線  
主要地方道

市道路線認定 位置図

(S = 1 : 1,500)

市道61280号線



市道路線の廃止及び変更について

提案理由

栃木インター西土地区画整理事業により不用となった路線等について、道路法第10条第1項の規定により廃止するため、また、一部が県道バイパスとして整備された路線等について、同条第2項の規定により変更するため、同条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

道路法抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 以下略

(路線の廃止又は変更)

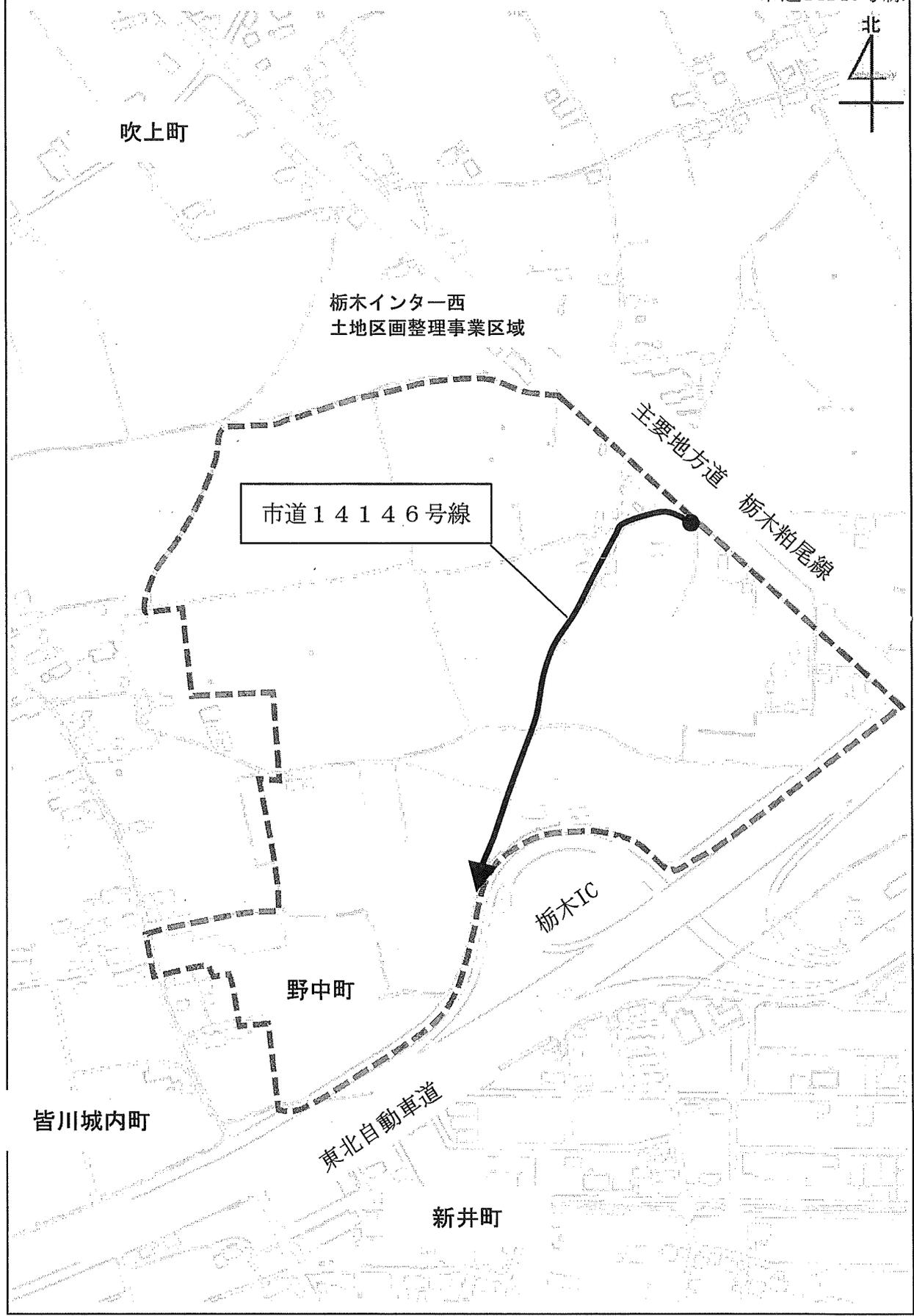
第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。
- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

# 市道路線廃止 位置図

(S = 1 : 5,000)

市道14146号線



# 市道路線廃止 位置図

(S = 1 : 2,000)

市道32130号線



藤岡町蛭沼

市道32130号線

旧部屋保育園跡地

部屋駐在所

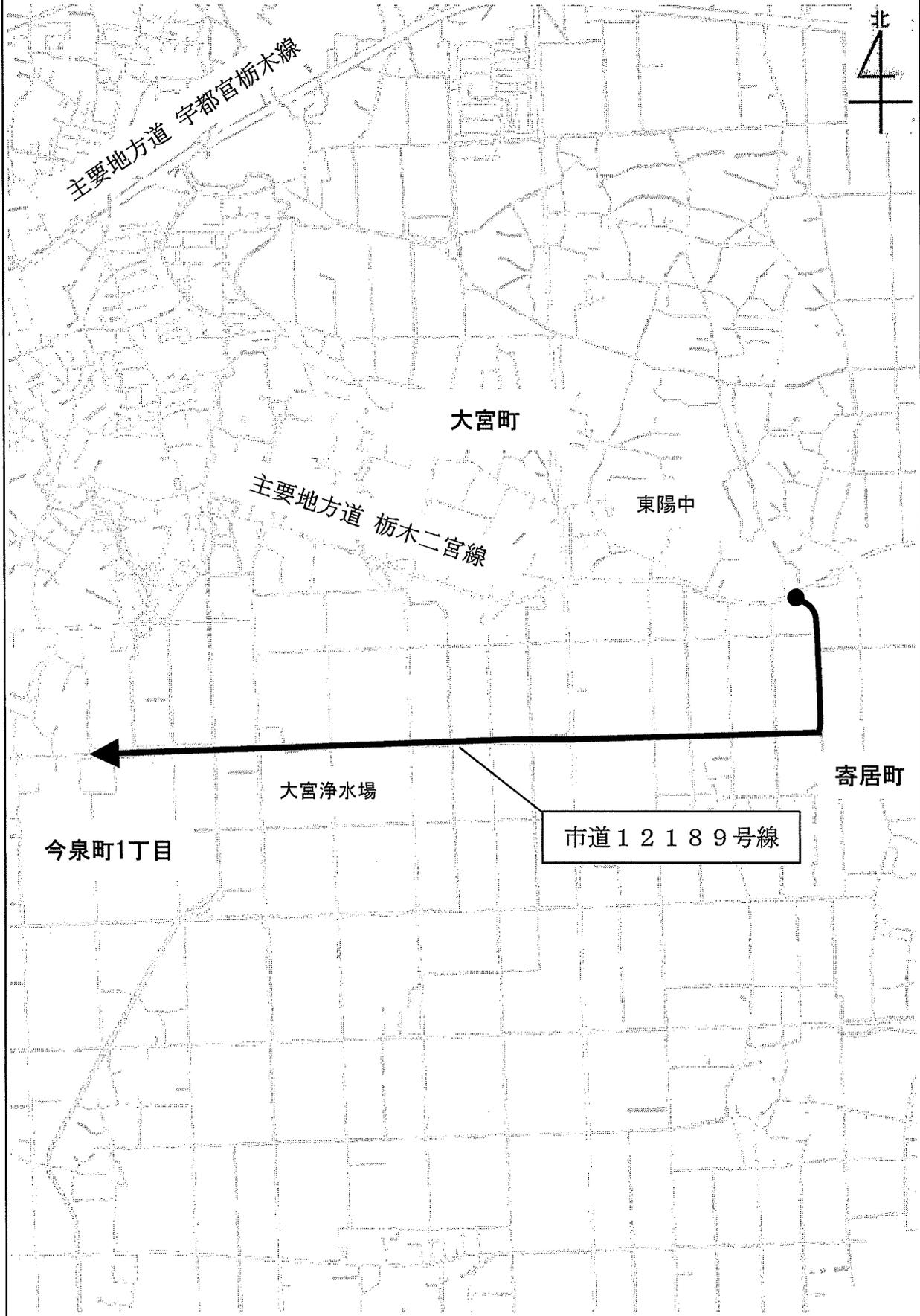
主要地方道 藤岡乙女線



市道路線 変更前 位置図

(S = 1 : 15,000)

市道12189号線



# 市道路線 変更後 位置図

(S = 1 : 15,000)

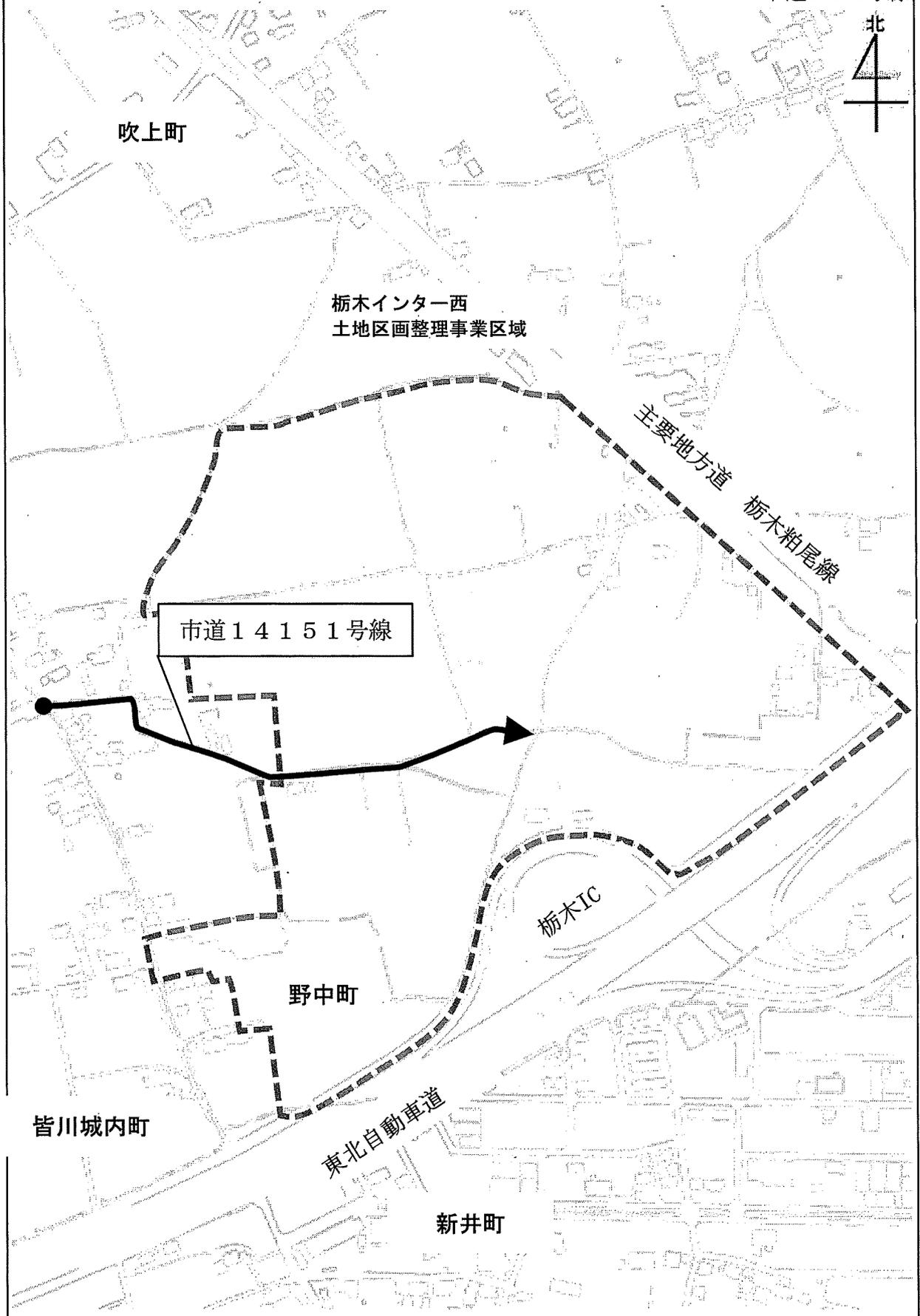
市道12189号線



市道路線 変更前 位置図

(S = 1 : 5,000)

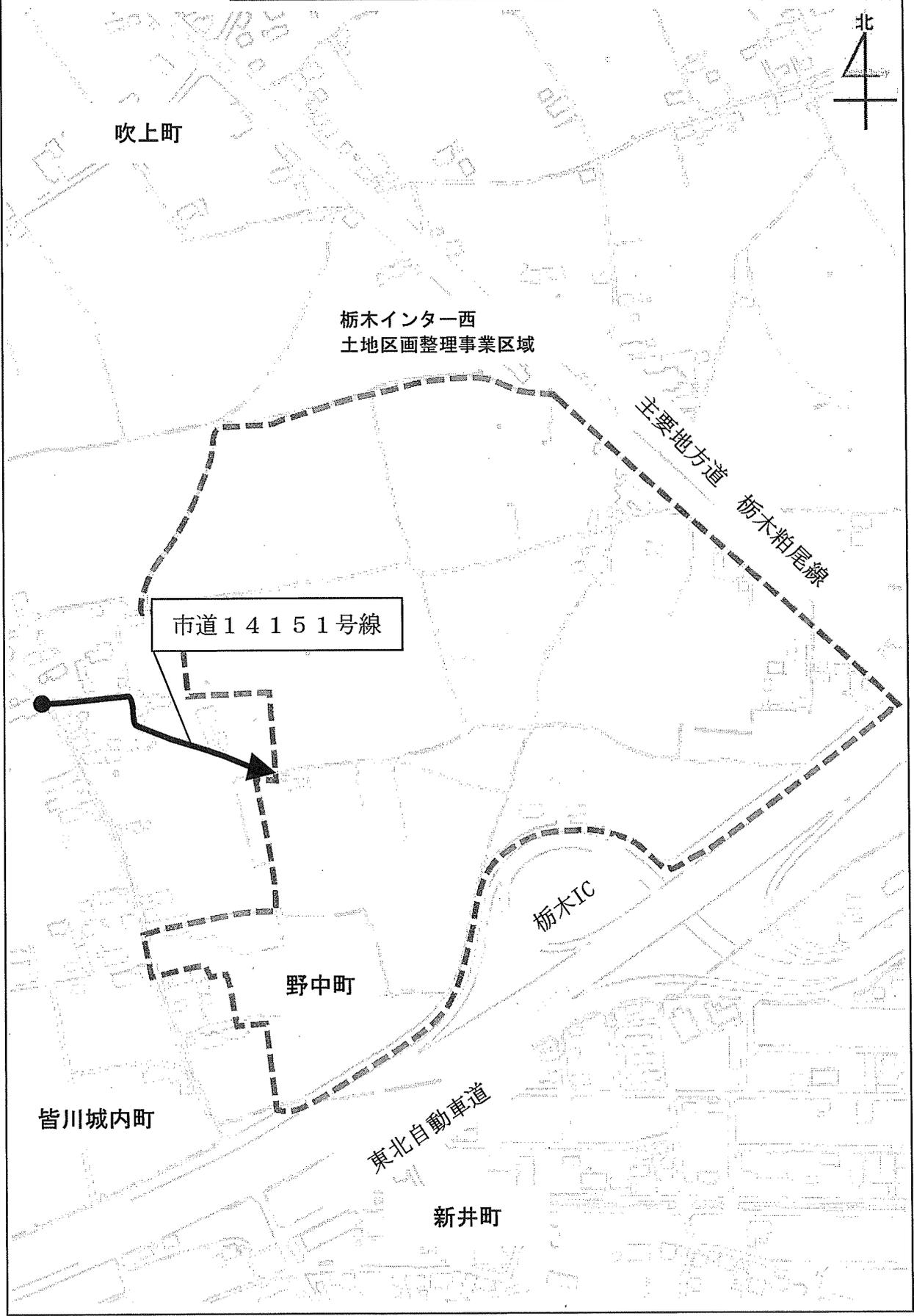
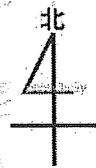
市道14151号線



# 市道路線 変更後 位置図

(S=1:5,000)

市道14151号線



市道14151号線

吹上町

栃木インター西  
土地区画整理事業区域

主要地方道 栃木粕尾線

栃木IC

野中町

皆川城内町

東北自動車道

新井町

市道路線 変更前 位置図

(S = 1 : 2,000)

市道32128号線



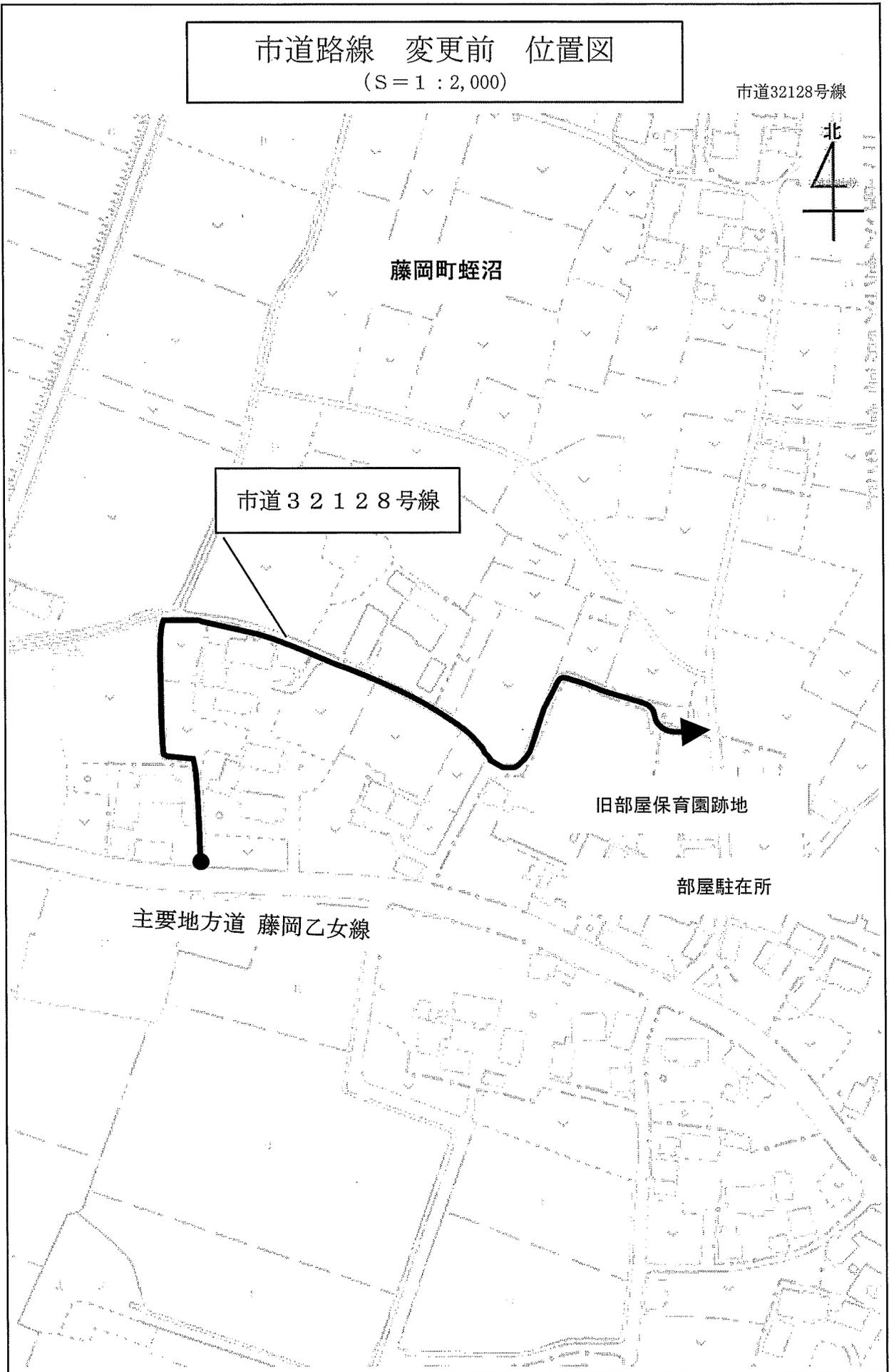
藤岡町蛭沼

市道32128号線

旧部屋保育園跡地

部屋駐在所

主要地方道 藤岡乙女線



市道路線 変更後 位置図

(S = 1 : 2,000)

市道32128号線



藤岡町蛭沼

市道32128号線

旧部屋保育園跡地

部屋駐在所

主要地方道 藤岡乙女線

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

教育委員会委員6名のうち、後藤正人氏が令和8年5月18日をもって任期満了となるので、後任委員を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参照条文〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

(任命)

第4条 略

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 以下略

上野耕史氏の略歴

住 所 栃木市富士見町6番地27

生年月日 昭和37年2月27日

最終学歴

[Redacted]

主 な 経 歴

[Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

提案理由

公平委員会委員3名のうち、佐山隆氏が令和8年5月17日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を公平委員会委員に選任することについて、議会の同意を求めるもの。

[参照条文]

地方公務員法抜粋

(人事委員会又は公平委員会の委員)

第9条の2 略

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

3 以下略

佐 山 隆 氏 の 略 歴

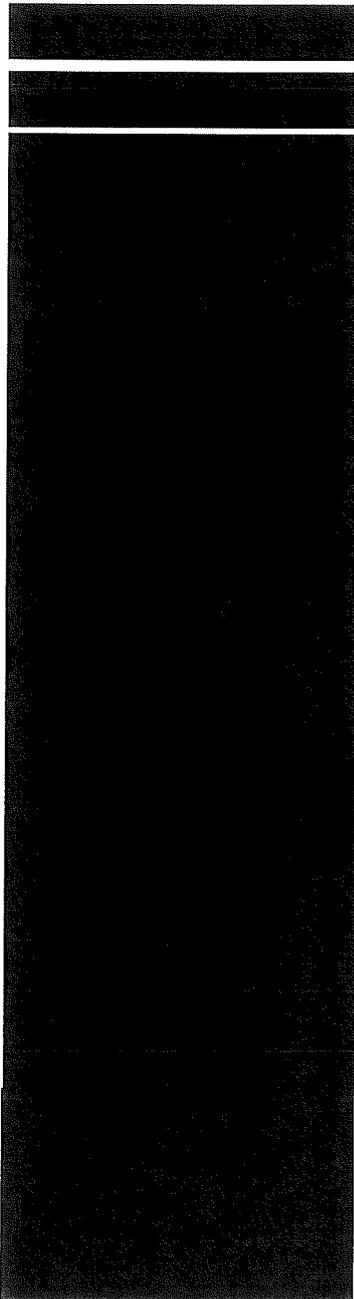
住 所 栃木市都賀町合戦場 7 0 5 番地

生年月日 昭和 2 9 年 1 0 月 2 4 日

最終学歴



主 な 経 歴



- [Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(総務人事課)

議案第51号

公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

提案理由

公平委員会委員3名のうち、高岩初枝氏が令和8年5月17日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を公平委員会委員に選任することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第50号と同じ。

高岩初枝氏の略歴

住 所 栃木市岩舟町静1963番地2

生年月日 昭和28年2月4日

最終学歴



主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(総務人事課)

議案第52号

公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

提案理由

公平委員会委員3名のうち、増子孝徳氏が令和8年5月17日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を公平委員会委員に選任することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第50号と同じ。

増子孝徳氏の略歴

住 所 宇都宮市大通り2丁目3番1号

生年月日 昭和43年4月6日

最終学歴



主 な 経 歴


(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(総務人事課)

議案第53号

## 監査委員の選任につき同意を求めることについて

### 提案理由

監査委員の福地武司氏が令和8年5月17日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を監査委員に選任することについて、議会の同意を求めるもの。

### 〔参照条文〕

#### 地方自治法抜粋

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

2 以下略

福地武司氏の略歴

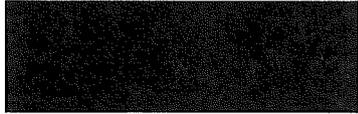
住 所 栃木市藤岡町甲 2 7 8 番地 6

生年月日 昭和 3 2 年 5 月 3 日

最終学歴



主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(総務人事課)

議案第54号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

提案理由

固定資産評価審査委員会委員6名のうち、大島秀介氏が令和8年5月14日をもって任期満了となるので、後任委員を選任することについて、議会の同意を求めるもの。

[参照条文]

地方税法抜粋

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第423条 略

2 略

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4 以下略

三 柴 茂 氏 の 略 歴

住 所 栃木市岩舟町静戸794番地3

生年月日 昭和29年2月13日

最終学歴



主 な 経 歴


(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員 21 名のうち、関口茂一郎氏が令和 8 年 6 月 30 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参照条文〕

人権擁護委員法抜粋

(委員の推薦及び委嘱)

第 6 条 略

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4 以下略

関口茂一郎氏の略歴

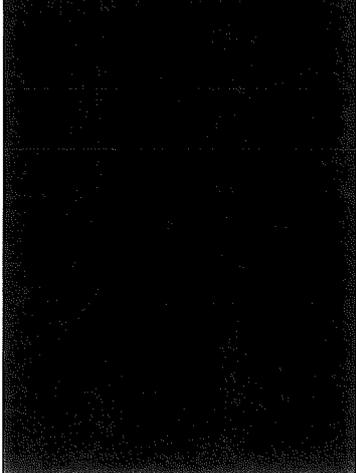
住 所 栃木市小野口町303番地

生年月日 昭和26年2月1日

最終学歴



主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

## 栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

